

日本共産党上田市議団

2014年度予算要望回答書

2014年度予算要望書の提出にあたって
はじめに

日頃、市政の発展に献身的にご努力されておりますことに敬意を表します。

2014年度の予算編成にあたり、多くの市民や団体からよせられました要望をもとに「予算要望書」をまとめました。

ご検討いただき、新年度の予算編成（補正予算含む）と施策に反映されますことを要望します。

-重点要望-

- ◆ 景気・雇用・経済対策の推進
- ◆ 地域医療の再構築
- ◆ 交流・文化施設の管理・運営
- ◆ 資源循環型施設の建設
- ◆ 地域内分権の推進

-分野別要望-

- 1 行財政改革について
- 2 産業廃棄物対策について
- 3 部落問題の解決に向けて
- 4 男女共同参画社会の推進について
- 5 介護保険・高齢者対策について
- 6 障がい者(児)対策について
- 7 保健予防、医療対策について
- 8 国民健康保険事業について

- 9 生活困窮者対策について
- 10 商工、観光、まちづくり対策について
- 11 農林業の振興について
- 12 道路、公共交通対策について
- 13 公共工事について
- 14 住宅対策について
- 15 上下水道事業について
- 16 子育て支援について
- 17 教育行政について
- 18 平和行政について

25 秘第174号
平成26年2月28日

日本共産党上田市議会議員団

団 長	渡辺 正博	様
	久保田由夫	様
	古市 順子	様
	金井 忠一	様

日本共産党上小更埴地区委員会

委員長	戸谷 重義	様
-----	-------	---

上田市長 母袋 創一
(総務部 秘書課)

「2014年度予算要望書」について (回答)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平成25年12月17日付で貴職から提出された「2014年度予算要望書」につきまして、別添のとおり回答いたします。

今後とも、市政に対し御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

-重点要望-

◆ 景気・雇用・経済対策

1. 中小企業支援について

- 1) 輸出関連企業をはじめ、企業動向や要望については早期の情報把握につとめ、前例にとらわれない支援策を講じられたい。

【商工課、雇用促進室】

市では、企業の経営状況や業界の動向、従業員の採用計画などを把握するために、事業所訪問を実施しております。

その際、市をはじめとした各種支援策について情報提供を行うとともに、市への意見や要望などをお伺いし、融資制度の充実など市の施策の見直し等に反映しているところで

す。企業支援については、市の施策の充実を図るとともに、国の補助制度等の支援策も積極的に活用しながら対応してまいります。

- 2) 企業誘致・留置などの支援策は、雇用の確保や拡大につながっているかを検証されたい。

【商工課、雇用促進室】

市民の暮らしの基盤である雇用の維持確保と雇用を生み出す産業振興は、重要な課題であり、特に、企業誘致は、地域に新たな産業と雇用を生み出すものと認識しております。

近年では、KYBキャダック株式会社が神の倉工業団地に進出し、市の支援策により工場誘致することができ、また、企業留置としては、多摩電気工業株式会社が天神沖工業団地に移転をし、事業の拡大を図るなど、各種施策により雇用の確保と拡大につながりました。

今後とも、上田市が企業立地に最適な環境であることを発信し、企業誘致に努めるとともに、産学官連携の先進地としての強みを生かしながら、既存の中小企業が地域に留まり、当地域を拠点とした事業展開ができるための支援を行ってまいります。

- 3) 地域社会と住民生活に貢献する中小・零細企業と家族経営の重要性を明らかにした「中小企業憲章」は、国がはじめて中小企業政策の方向性を示したものです。この「憲章」をふまえた「上田市中小企業振興基本条例」（仮称）を制定されたい。

【商工課】

中小企業振興条例は、地域産業における中小企業の役割や重要性について、行政や中小企業者、住民等が理念を共有し、それぞれの役割や責務を定めるとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的、計画的に推進することで、地域産業の健全な発展を図ることを目的としております。

中小企業振興条例の制定を検討するに当たっては、中小企業者の意識の醸成とともに、行政だけではなく、商工会議所や商工会などの商工団体、金融機関、信用保証協会やハローワークなどさまざまな関係機関との連携や協調、役割分担が重要となると考えております。

現在、県では「（仮称）中小企業の振興に関する条例」の制定を進めておりますが、この動きを注視するとともに、中小企業や関係団体の要望や意見を踏まえて条例制定の必要

性について検討してまいりたいと考えています。

2. 上田市の持続可能な産業の一つとして、再生可能エネルギー活用を位置づけ、支援策を講じていただきたい。

1) 森林・林業・林産業の育成政策の推進のため、木質バイオマス利用を国の示す目標の50%をめざして具体的事業を展開されたい。

【森林整備課】

国では、木材の需要拡大と低炭素化社会の構築を目指し、2020年までに木材自給率50%を目標とする「森林・林業再生プラン」を平成21年に策定し、木材の利用拡大を目指しております。

木質バイオマスの利用については、発電施設やボイラー・ストーブといった熱源利用があげられますが、普及に向けては、安定した木材供給と搬出経費を含む燃料化コストの採算面において大きな課題があり、現状では市として具体的な事業化を図ることは難しいと考えております。

現在、国では「森林・林業再生プラン」において、林内の路網整備により搬出コストを抑える森林整備の方針が示され、長野県においても、大規模な製材工場と森林資源活用型バイオマス発電所を備える施設の建設プロジェクトが計画され、当施設において県内の間伐材や松くい虫被害材を幅広く受け入れ、木材需要を図ることも検討されております。

このように、森林施業の低コスト化や間伐材等の森林資源活用に向けた取り組みが動き出しており、今後これらの動向を注視し、市内山林の林地残材を含む活用方法や、市として木質バイオマスを活用し事業化できるものがないかを検討してまいります。

2) 再生可能エネルギー導入にあたっては環境アセスメントをクリアするよう指導していただきたい。

【生活環境課】

環境影響評価（環境アセスメント）は、土地の形質変更、工作物の新設等を行う事業で、環境影響評価法により定められた事業を行うに当たり、環境に及ぼす影響について調査、予測、評価するとともに、事業に係る環境保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価するものです。

同法で定められた対象事業のうち発電関係については、「発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事」として、一定規模の出力等を超える火力発電所、地熱発電所、水力発電所及び風力発電所、また原子力発電所の全てを対象として調査を行なうことと定められており、これら事業の実施に当たっては、早期普及が求められる再生可能エネルギー発電施設にあっても、所管行政機関の指導のもと環境影響評価を実施することとなります。

一方、同法で定めのない事業について環境影響評価実施の義務は無く、再生可能エネルギーのうち、近年、最も普及の進んでいる太陽光発電設備については評価の対象となっていません。

現在、国では再生可能エネルギーの普及促進のために様々な規制緩和を進めているところですが、大規模な開発は少なからず環境に影響を及ぼすものであり、現行法令の中で、所管行政機関と連携しながら適切に対応したいと考えています。

3. 「住宅リフォーム助成」制度は、「平成22年度及び23年度の実績で補助額の12倍程

度の直接的な事業効果」と試算された。緊急経済対策は終了したものの、恒常的な制度として再開されたい。

【建築指導課】

上田市の住宅リフォーム助成事業は、緊急経済対策の一環として、平成22年度から平成24年度までの3か年にわたり実施し、多くの市民の皆様にご利用をいただきました。地域経済にもある一定の波及効果あったと考えられ、所期の目的を果たしたことから、平成24年度をもって終了といたしました。

国では「中古住宅・リフォームトータルプラン」により今後、住宅リフォーム助成等の主な支援策として、既存住宅の耐震化、省エネ化及びバリアフリー化の向上を図るリフォームに対して費用の一部を助成する制度等の創設を検討中であり、制度の具体的な支援内容を含めた詳細について、今後詰めることとなっております。

市としましても、こうした制度の整備が進めば、地域の住生活の向上と経済の活性化にも繋がることから、国・県の動向を注視し、今後の対応について検討してまいりたいと考えています。

4. 県が打ち出した信州ワインバレー構想を上田市で推進するためには、農林部だけでなく商工観光部など横の連携のもとで、戦略的な構想をたてていただきたい。

【農政課、商工課】

「信州ワインバレー構想」を実現していくため、「信州ワインバレー構想推進協議会」が設立され、当協議会として、長野県内のワイン産業に携わる関係者が一丸となって具体的な事業を推進するというものです。当協議会の3つの部会のうち、「地域ワインバレー研究部会」は、ワイナリーや生産者、飲食店や酒販店等、関係者が連携し、栽培、醸造、流通、観光にいたる、一貫した活動を営み、ワインを機軸とした地域づくりを行っていくことを支援することを目的としています。このことから、「信州ワインバレー構想」における推進地区として設定されている県内4地区の一つである「千曲川ワインバレー」において、当市のワイン栽培から醸造、販売、消費にわたる振興策の推進を図るためには、農林部のみならず商工観光部との連携による推進体制の構築が必要であり、「信州ワインバレー構想」を効果的に実現するため、連携を強化し一体となり進めていく必要があると考えます。

5. 「公契約条例」は、市が発注する公共工事や業務委託の契約において、一定の労働報酬下限額を保障することで、従事する労働者の労働意欲を高め、安全かつ良質な事務及び事業の確保をはかるものです。長野県でもすすめている「公契約条例」を上田市でも制定されたい。

【契約検査課】

労働者の賃金、労働条件等の確保につきましては、業務を請負った受注者が、最低賃金法や労働基準法等といった関係法令を遵守したうえで、その制限の範囲内で受注者の裁量によって決めることが原則であると認識しておりますが、自治体として、自らが発注した業務に携わる労働者の賃金、労働条件等に責任を持つという公契約条例の主旨につきましては、大変重要なことであり、意義のあるものと考えております。

長野県においては今年度、条例案を公表し、県民からの意見募集等を行うなど条例制定に向け現在も検討を行っているところですが、まだ制定には至っておりません。また、県

内の市町村においても条例を制定した自治体は現在のところございません。

このような状況を踏まえまして、今後も長野県の動向及び国や他の自治体の動向を注視するとともに、条例を制定した先進自治体の状況についても情報収集に努め、条例について研究してまいりたいと考えております。

6. 災害に強いまちづくり

1) 体制、計画づくりについて

- ① 災害に強い安全なまちづくりに向け、災害対策機能の強化や地域ぐるみの防災対策を推進していくため、「上田市防災基本条例」（仮称）制定を検討されたい。
- ② 地域防災計画に位置付けられる上田市独自の基準の地区防災計画を策定されたい。
- ③ 危機管理、減災、防災体制を推進するために、職員の体制・研修を充実されたい。
- ④ 危機管理防災課が防災関連予算と進行管理できるように権限を強化されたい。
- ⑤ 新しい災害ハザードマップ作成と公表、内容を市民に周知されたい。
- ⑥ 一般市民が参加できる防災・減災・危機管理に関する講座等を引き続き開催されたい。

【危機管理防災課】

- ① 条例制定の意義については、議会の議決という点において従来の計画に比べ延期や変更が容易に行えないなど重みがあります。

しかしながら、防災・減災対策の基本指針である地域防災計画においても、その策定過程の中で、防災関係機関など多様な主体が参画した防災会議での意見を反映していることから、条例と同等の重みがあるものと考えております。

つきましては、引き続き条例制定の先進事例を参考にしながら、研究課題とさせていただきます。

- ② 地区防災計画は、市町村の一定の地区内の居住者や事業者が、対象範囲や活動体制、防災訓練や物資及び資材の備蓄などの防災活動にかかる内容を記した計画を共同で市町村防災会議に対して、市町村地域防災計画に地区防災計画として定めることを提案できるものとされております。

市としましては、今後国が示す指針を受け、市防災会議での事務手続き等の検討を進めるとともに、地区防災計画が地区内の居住者や事業者の主体的かつ積極的な取組である点に重点を置き、様々な機会を通じて市民や事業者へ周知を図ってまいりたいと考えております。

- ③ 市では、災害時等に迅速かつ適切な対応が求められることから、地域防災計画や災害時の応急対策活動マニュアルにかかる研修、また業務継続計画策定に関する研修や避難所運営の図上訓練などを人事部門と連携を図りながら実施しております。

今後も市民の生命・身体及び財産を災害等から保護する責務を果たすべく、継続的に職員に対する研修を開催するなどしてまいりたいと考えております。

- ④ 「危機の際の適切な対応方法はいかにあるべきか」を考え、そのための人員・組織をはじめ、施設や設備などハード・ソフト両面にわたり整備することが大切です。

危機管理部署の権限強化につきましては、今後の組織の見直しが行われる際などにおける検討課題であると考えております。

- ⑤ 東日本大震災を受けて住民一人ひとりの防災意識が高まる中で、洪水のみならず土砂災害や地震にかかる危険箇所の情報や防災の基礎知識などを1つにまとめ、住民が地域の危険箇所を把握し、安全な避難経路の確認や適切な避難行動に役立てていただくよう新たなハザードマップの作成を現在進めています。

作成後には、出前講座や自主防災組織リーダー研修会での活用、ホームページへの掲載など幅広く周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

- ⑥ 市では、市民の意識の高まりに応じて、これまでも職員による出前講座や大学、防災関係機関などとの連携による防災講座の開催、自主防災組織リーダーを対象とした研修会などを実施してまいりました。

今後とも市民向けの各種講座や研修の開催等普及啓発事業の充実を図りながら、市民の防災意識の向上及び地域防災力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

2)ハード事業について

- ① 災害時の避難所となる小中学校の耐震化を早期に完了されたい。

【教育総務課】

平成27年度までに耐震化が完了することを目標に、計画を前倒しして改築等を進めています。

- ② 一次避難所、広域避難所となる小中学校や公民館等の防災機能を充実されたい。

【危機管理防災課】

避難施設となる小中学校の体育館や公民館施設などは、大規模災害発生時には住民等が長期にわたり避難生活を送ることが想定されるため、災害に備えた防災機能の強化が大切であると考えております。

そこで施設改築などの際には、既存の備蓄庫との配置関係や備蓄量、さらには地域状況を考慮しながら施設管理者や関係部局とも協議しながら検討し、避難場所としての機能強化が図られるよう研究してまいりたいと考えております。

- ③個人住宅の耐震化を促進されたい。

【建築指導課】

平成20年3月策定の上田市耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率の目標は平成27年度で90パーセントとしています。しかしながら、平成19年度から平成24年度までの市の耐震補強による補助制度を利用した住宅耐震改修工事の実績は、54戸であり、新築住宅への建替えや市の補助制度を利用しないでの改修工事なども実際はあると考えられますが、耐震化が飛躍的に進んでいる状況ではありません。

今後もより多くの市民の皆様建物耐震化の必要性を御理解いただき、住宅・建築物耐震改修助成制度を御利用いただけるよう広く周知を図るとともに、現在行っている対象建築物への個別訪問や国のリフォーム助成制度の活用も検討しながら、個人住宅の耐震化の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

- ④ 災害時のライフライン（水道・ガス・電気など）の確保対策を強化されたい。

【上水道課】

上水道事業のうち管路については、引き続き老朽管の更新に努めるほか、国県市道等の関連事業に合わせ、耐震性を有する管路に布設替を実施し耐震化を推進してまいります。

【危機管理防災課】

市では、水道や電気、ガスなどライフライン事業者を上田市地域防災計画の中で防災上重要な機関に位置づけており、災害時における応急対応の責務を負っていただくとともに、防災会議や防災訓練などを通じて市の防災・減災への取組に対して相互に連携を図っているところです。

また、災害時の応急給水や水道施設の応急復旧、飲料水等の物資の調達、資機材のリース、電気保安などに関しては関係団体や流通事業者と災害時における協定を締結しており、災害発生後、早期の応急対応ができるよう体制を整えております。

今後とも、ライフライン事業者等との連携を強化し、災害時に即応できる協力体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

3) 市民の生命、財産を守るため献身的に活動している消防団について

- ① 団員確保対策、消防団詰所や装具品等を計画的に整備されたい。
- ② 消防団員の研修や待遇改善をはかられたい。
- ③ 消防団のポンプ操法等の大会出場(県・全国大会)の経費は全額市で負担していただきたい。

【消防総務課】

- ① 団員確保につきましては、広報誌・パンフレット等の活用、避難訓練指導時等の呼びかけ、自治会長及び事業主あて文書での協力依頼などを行っているほか、消防団・自治会役員等地元関係者による勧誘を行っていただくなど協力を得ております。今後も継続して団員確保に努めてまいります。

消防団詰所につきましては、消防団員の活動拠点施設として、現在、年間2施設を目安に計画的に整備しております。

装備品につきましては、消防団の要望もお聞きし、整備しております。今後も消防団活動が円滑に進むよう計画的に資機材の整備に努めてまいります。

- ② 消防団員の研修につきましては、長野県消防学校への入校及び消防団の年間訓練計画に基づき実施しております。

処遇改善につきましては、団員報酬を条例に基づき適正に支給しており、また、被服貸与を年次計画に基づき実施しております。

- ③ 上田大会より上位の大会(上小・長野県大会)出場に必要な経費については、市交付金規程で定める額を、出場分団及び出場隊に交付金として交付しております。

また、全国大会については、開催地や出場隊員数・応援者数及び物価の変動等適正に把握し考慮して算出した額を、前記と同様に交付金として交付しております。

出場分団には、過剰な経費とならないよう、また、地元負担の軽減を図るよう指導しておりますので、御理解をお願いいたします。

4) 自主防災組織について

- ①自主防災組織の充実、防災教育の推進、防災リーダーの養成講座を充実されたい。
- ②地域版防災マップの作成を推進されたい。
- ③自主的で実践的な防災訓練を推進されたい。
- ④防災用資器材購入補助制度を充実されたい。
- ⑤災害時要援護者名簿及び住民支え合いマップの早期作成と定期的な更新を促進されたい。
- ⑥家庭における災害時の家族間の連絡方法、家具の転倒防止対策、家庭での防災用品の備蓄など防災教育を充実されたい。

【危機管理防災課】

- ① 市では、地域防災を担う自主防災組織リーダー研修会や各種講座の開催、訓練内容への助言等を通じて組織の活動を支援することで、地域防災力の向上とともに、それを担う人材の育成を図っております。
今後とも、自主防災組織の活動の強化・充実につながるよう研修や各種講座等を開催するなどしながら、地域防災を担う人材育成が図られるよう支援してまいります。
- ② 自治会の自主防災組織などが主体となり、土木や消防といった専門的な立場にある職員と一緒に地域内の道路や橋梁、小河川、個人住宅の塀や壁などを点検し、意見を踏まえながら地域版防災マップを作成することは、「減災」の観点から有効な取組であると考えております。
市ではこうした取組の推進を図るため、自主防災組織リーダー研修会や各種講座などの機会を捉えながら、自主防災組織の活動の一環として位置づけていただくよう働きかけてまいりたいと考えております。
- ③ 自主防災組織による防災訓練の推進につきましては、自主防災組織リーダー研修会において、市内やその地域における災害の発生状況や発生の恐れのある災害を説明するとともに、地域の環境に適した訓練事例や訓練メニューを合わせて提案するなどしながら、住民が自主的に計画し、行動する訓練が行われるように働きかけを行っております。
市としましては、引き続き地域防災力の向上が図られるよう、自主防災組織による地域の実情に即したかたちでの自主的、実践的な訓練の実施を支援してまいりたいと考えております。
- ④ 防災用資器材購入補助制度につきましては、平成24年度から補助率や補助上限額の引き上げを行い、自主防災組織の活動の強化を図っております。
地域における防災用資器材の整備は、災害時における被害拡大を防ぐための一助としても必要であることから、市としましては現行制度の活用を通じて自主防災組織の装備品の充実を図ってまいりたいと考えております。
- ⑤ 市では、平成20年に「上田市災害時要援護者支援マニュアル」を作成し、災害時等において、助けが必要な高齢者や障がい者などの安否確認や避難誘導、避難場所での支援などを迅速かつ確に行うことができる体制を整えております。
また、特に自力での避難が困難な高齢者や障がい者などに対しては、「住民支え合いマップ（災害時要援護者登録制度）」の作成を自治会の協力をいただきながら進めており、現在193自治会で導入の取組が行われ、132自治会でマップが完成しております。

す。

市としましては、すべての自治会でマップが早期に完成できるよう普及に努め、住み慣れた地域の中で住民同士が支え合うしくみを築いてまいりたいと考えております。

- ⑥ 市では、上田市地域防災計画に基づき、家庭における非常持ち出し袋や備蓄品の準備、地震に備えるための家具類の固定などに関して、広報うえだ等を活用しながら周知啓発を図るとともに、出前講座等では実際に非常持ち出し袋の中身を見ていただくなど具体的に分かりやすい説明となるよう努めております。

今後とも、あらゆる機会を通じて家庭における防災の取組について周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

◆ 地域医療の再構築

- 1) 上田地域の医療体制の再構築を進める上で、上田市として平成 26 年度以降の施策を裏付けるための基金を創設されたい。

【健康推進課】

上小医療圏地域医療再生計画が終了となる平成 26 年度以降の施策に係る財源につきましては、上田地域広域連合及び構成市町村と協調し、上田地域広域連合ふるさと基金を活用するよう検討をしています。

- 2) 上田市産婦人科病院の医師、助産師、看護師の確保に引き続き努力されたい。

【産婦人科病院】

医師確保については、非常勤医師の複数雇用することにより、常勤換算で法定人数の 3 人を達成しておりますが、常勤の医師 3 人を確保することを目標とし、引き続き医師招聘に取り組んでまいります。

助産師及び看護師の看護スタッフにつきましては、25 年 4 月に 4 人を確保し、夜勤における 3 人体制を達成いたしました。

しかし、年度途中での退職者及び退職予定者が複数に及ぶため、今後も安全な医療の提供のために、医療スタッフを充実させるよう努力してまいります。

- 3) 信州上田医療センターを、がん診療連携拠点病院とするよう支援されたい。

【健康推進課】

がん診療連携拠点病院においては、5 大がん（胃、大腸、肺、肝、乳）を中心に放射線療法、化学療法、手術療法を組み合わせた治療と緩和ケアが実施されており、国が定める指定要件としては、専門医の配置、医療機器の設置、緩和ケアの提供体制の整備、地域の医療機関との連携等があります。

信州上田医療センターでは、拠点病院指定に向けて、平成 25 年度、がん放射線治療装置を更新することとし、上田市を含む上小医療圏内の市町村では上田地域広域連合を通じて、整備に係る財政支援を行います。

- 4) 長野県、信州大学付属病院、信州上田医療センター、上田地域広域連合、各市町村との連携を強化されたい。

【健康推進課】

上小医療圏地域医療再生計画において、信州上田医療センターで実施する医師確保に係る事業については、長野県、信州大学医学部附属病院、信州上田医療センター、上田地域広域連合、及び関係市町村で平成22年3月5日に協定が締結されています。

引き続きこれらの関係機関と連携し、医師確保をはじめ上田地域の医療提供体制の充実に努めてまいります。

◆ 交流・文化施設の管理・運営

- 1) 国の「文化芸術振興基本法」に基づいた、上田市独自の「芸術・文化の振興に関する条例」の制定をめざしてもらいたい。

【文化振興課】

文化芸術振興の指針を示す方法には、条例制定、基本構想策定があり、条例は文化芸術振興に関する基本的な理念や、市及び市民の責務等を定め、基本構想は具体的な達成目標や取り組むべき施策等を定めることが一般的です。

上田市におきましては、国の動きを受け、市民憲章の制定、第一次総合計画の策定を背景に平成20年3月、「上田市文化芸術振興に関する基本構想」を策定しました。本構想は、総合計画との整合性を図り、平成27年度までの文化振興施策の方向を示し、歴史的・文化的な遺産の継承や未来へつなげる市民文化の創造に向けての施策等を進めているところです。

しかし、交流文化芸術センターや市立美術館の整備によって文化芸術活動の環境が大きく変化することが見込まれますので、当面、基本構想の改定により芸術・文化の振興に関する施策を進めてまいります。

- 2) 職員体制について

- ① 交流文化施設は、直営のメリットを最大限生かし、文化芸術の振興のみならず、産業、観光など地域振興に役立つ運営とされたい。
- ② 職員研修は、専門的、計画的、系統的に行うようにされたい。

【交流文化芸術センター、市立美術館】

- ① 多様な文化芸術の鑑賞、創造及び交流を通じて、子どもたちの育成や市民が心豊かに暮らせる環境づくりに努めるとともに、魅力的な公演や美術館の展示により外から多くの皆さんに足を運んでいただき、観光や産業の振興にもつながる施設でありたいと考えています。

そのため魅力的な公演や展示の誘致やコンベンション利用に努めてまいります。

また、アーティストやスタッフが商店街や学校、施設などまちの中に出て行き、交流する中で、新たな出会いや賑わいを作り、まちが変わる、そんな取組となるよう事業展開を図ってまいります。

② 事業の企画、広報、調査研究、市民団体の皆様の利用の支援、舞台機構の操作、美術館の運営など、施設の運営には、職員の力量に負うところが大きいことから、専門的な知識、技能の習得については、文化庁、公益社団法人全国公立文化施設協会や財団法人地域創造、独立行政法人国立美術館・東京文化財研究所、財団法人日本博物館協会などの専門機関の研修会などに計画的に職員を派遣し、人材育成に努めてまいります。

3) ボランティアの育成について

- ① ボランティア養成講座など研修の機会を設け、施設利用者に質の高いサービスが提供できるようにされたい。
- ② 交流文化芸術センター及び市立美術館を物心両面で支えてくれる「友の会」のような組織づくりをされたい。

【交流文化芸術センター、市立美術館】

① ボランティアを中心とした仕組みとして、運営に関わっていただく「市民サポーター」を計画しており、ホールを備えたセンターと展示室を備えた美術館では、担っていただく役割、業務が若干異なることから、センターと美術館とでそれぞれ別個の組織づくりをしてまいりたいと考えております。

これらサポーターが館の運営に係るには、スタッフと理念を共有し、様々なノウハウを蓄積したうえで活動を行う必要があることから、養成講座などの研修の機会を設け、受講した者にサポーターとして関わっていただくよう計画をしております。

② 友の会については、鑑賞者として本施設のファンになっていただくことを想定し、主催公演チケットの先行予約や、広報誌等の送付、美術展割引パスポートなど、より多く来場いただける特典を設けてまいりたいと考えております。組織は、サポーター同様に、センターと美術館とでそれぞれ別個のものとし、この友の会加入者が施設に来場を重ねていただく中で、サポーターとしても関わっていただければと考えております。

4) 美術館事業について

- ① 郷土ゆかりの作家等の作品の研究、収集（寄贈を含む）を計画的にすすめられたい。
- ② 山本鼎、石井鶴三、ハリー・K・シゲタ、中村直人といった郷土作家名を冠にした全国公募の企画展を開催されたい。
- ③ 市内の児童・生徒が開館後、できるだけ早くこの交流文化施設を利用できるようにされたい。

【市立美術館】

① 美術館では専門の学芸員を配置し、市民や有識者の声を聴きながら、郷土ゆかりの作家や地域の文化などを研究し、展覧会や講演会他を通じて市民の皆様に還元していく所存です。美術館活動の根幹はコレクションにもあらわれますので、主要な郷土作家を中心に、上田ゆかりの作家作品や版画芸術など、地域の特長を活かした収集を進めたいと考えております。

② 当上田地域は、全国に先駆けて「創作版画」「児童自由画教育」「農民美術」を提唱した山本鼎など、個性的な活動を行なった郷土作家に恵まれております。こうした歴史を

踏まえ、現在3年に一度、「山本鼎版画大賞展」を全国公募の形で実施し、その知名度も高まっております。小県上田教育会と共催して児童の絵画展も開催しておりますが、今後も教育会等学校現場とも連携しつつ、石井鶴三ゆかりの彫刻展や、写真コンクールなどについても計画していければと考えております。

- ③ 施設の開館時には、開館当日から美術館を見ていただけるよう予定しております。また、開館記念展にあわせて、各種の児童・生徒の作品展なども計画しております。当美術館の理念は「育成」でございますので、学校現場とも連携の上、さらに幼児の美術教育などにも力を注いでまいります。

5) 駐車場について

- ① バス・タクシーなど公共交通や障がい者を優先した駐車場利用計画とされたい。
- ② バス停の増設などでバス利用の促進をされたい。
- ③ 開館後の駐車場や道路状況を検証し、駐車場の増設など適切な対策を講じられたい。

【交流文化芸術センター、市立美術館】

- ① 駐車場につきましては、玄関付近に障害者専用の駐車スペースを8台分確保し、障害者の皆さんの利用を配慮して運営していきます。また、玄関前に車寄せを設け、タクシー利用者や高齢者が安心して乗降できる環境も整えてまいります。
- ② 最寄りのバス停である「アリオ上田前」は、上田バスアリオ上田線、上田市街地循環バス、オレンジバスの3本の路線が通っており、駐車場や周辺道路の混雑解消の面からもバス利用の促進を図ってまいります。
- ③ 休日や大規模イベント等が行われる際に、周辺道路及び施設の駐車場が混雑する恐れがあることから、駅周辺など中心市街地の公共・民間駐車場をご利用いただくための呼びかけや、季節や時間によっては、近隣の公共施設の駐車場の利用を促進するなどの対策を講じてまいります。

◆ 資源循環型施設の建設

- 1) 資源循環型施設（統合クリーンセンター、リサイクルプラザ）は、上田地域広域連合全体の約8割のごみを出す上田市が責任を持ってすすめられたい。

【資源循環施設建設関連事業課】

資源循環型施設建設候補地につきましては、平成24年6月7日に地域振興など周辺の土地利用も含めた案として、し尿処理施設「清浄園」を廃止し資源循環型施設建設の候補地とする「新たな提案」をさせていただき、それ以降、上田地域広域連合との連携のもと、関係4自治会等における説明会や上田市民を対象とした先進地視察を実施してまいりました。

このような状況の中、昨年「資源循環型施設建設対策連絡会」が地元関係8団体で構成され、「資源循環型施設建設に関する質問書」が提出されましたことから、7月末に上田市、上田地域広域連合の連名で回答いたしました。対策連絡会では、回答書の写しを関係自治会全戸に配布し、意見聴取を行い、現在、今後の対応について検討を重ねていただ

ております。

上田市の可燃ごみの排出量は圏域全体の8割以上でありますことから、更なる可燃ごみの減量化・再資源化を進めるとともに、広域連合や構成市町村とも連携を図りながら資源循環型施設建設に最大限の努力を重ねてまいります。

- 2) 燃やすごみの減量化に直接つながる可燃ごみの約5割(54,1%)を占める厨芥類の減量化を推進されたい。

【資源循環施設建設関連事業課、廃棄物対策課】

ごみの減量化対策につきましては、「ごみ処理広域化計画」に定められたごみ減量化目標を達成するため、今後も市民の皆様、事業者、行政が連携し一体となった実効性ある施策の推進が必要です。

「厨芥類(生ごみ)の減量化」につきましては、これまでも生ごみ処理機等の購入に対する補助制度を設けておりましたが、より低コストで市街地等でも比較的使用しやすい「通風乾燥型生ごみ処理機」の効果を実感していただくことを目的とした公開実験を行うなど、市民の皆様に見て触れていただく機会を設けながら、生ごみ処理機等のより一層の普及促進を図り、生ごみの減量と資源化を推進してまいります。

また、「雑がみ回収袋」を試験的に導入し、資源物回収所に出しにくく可燃ごみとされてしまうことの多いトイレットペーパーの芯、菓子類などの小さな外箱、メモ用紙、はがき等の紙類の再資源化を更に進め、可燃ごみの減量化・再資源化を推進してまいります。

- 3) 生ゴミ処理機の購入補助金を大幅に引き上げていただきたい。

【廃棄物対策課】

各家庭で生ごみ処理機等を利用して生ごみを自家処理していただくことは、可燃ごみの排出抑制に有効な手段であると考えております。

市では、「広報うえだ」、「環境うえだ」(各戸回覧チラシ)、ホームページ等で市民の皆様へ補助制度の周知と利用促進に努めています。

また、市が委嘱したごみ減量アドバイザーやエコ・ハウスの活動など、市民とも連携して普及を図っています。

今後、更なる普及拡大を図るためには、御要望の補助金の増額も含め、インセンティブとなる誘導策なども必要と考えますので、生ごみ減量化施策全体の枠組みの中で総合的に勘案の上、ごみ減量化機器の普及拡大に有効な方法について研究、検討してまいります。

- 4) 最終処分場は、構成市町村において役割分担し、早急に候補地を決定していただきたい。

【資源循環施設建設関連事業課】

「ごみ処理広域化計画」において「広域連合が最終処分場の建設を行う方針とする。」とされていることから、上田地域広域連合及び構成市町村が協力し候補地を選定してまいります。

また、最終処分場の建設場所については、資源循環型施設を建設する市町村以外の市町村が受け持つこととしておりますことから、資源循環型施設の建設場所が決定した後、候補地選定作業を進めていくこととなります。

5) し尿処理は各市町村が分担する方針に基づいて、上田市は早急に具体化されたい。

【資源循環施設建設関連事業課】

「清浄園」を廃止した場合のし尿等の処理につきましては、資源循環型施設建設を前提として広域連合と構成市町村で調整を行ってまいりましたが、昨年7月9日の正副広域連合長会において、「し尿等については各市町村の責任において処理を行うこと」が確認されましたことから、当市において、現在、具体的な検討を進めております。

現在、下水道施設を利用してし尿等を処理するための「し尿前処理下水道放流施設」の整備を上田終末処理場以外の終末処理場において検討しておりますが、施設を整備する地域との調整も必要であることから慎重に検討を進めております。

◆ **地域内分権の推進**

1) 現在すすめている第4ステージの内容は市民の声を聞いて見直しされたい。

【市民参加・協働推進課】

地域内分権を確立するためには、地域の皆様と行政が共通理解のもとで進めていくことが何よりも大切であると認識しております。

平成24年度から地域内分権第4ステージを迎え、これまでこのステージで設置を目指す「住民自治組織」の考え方や、その実現を行政側が支援する「地域担当職員の配置」、「地域予算の確立」について地域協議会や自治会の皆様と意見交換を行ってまいりました。

今後は、これまでに皆様からいただきました御意見も踏まえ、「住民自治組織」のあり方や役割などにつきまして、自治会や地域協議会の皆様などにより具体的にお示しし、更に意見交換を積み重ねながら地域内分権の確立に向けて粘り強く進めてまいります。

2) 丸子地域の集会所・公民館については、独自の地域コミュニティ組織と不可分の関係にあるので、合併時には補助対象から除外されましたが、再検討していただき、補助対象とされたい。

【市民参加・協働推進課、丸子地域振興課】

現在、上田市には240の自治会があり、2つの自治会を除いて238の基幹集会施設があります。基幹以外の集会所・公民館等の共同集会施設は、市全体で約180か所あります。

丸子地域の集会施設は、地域コミュニティの拠点として必要な施設である一方で、住民の皆様の施設整備等に係る負担も大きいということは理解しているところです。しかし、基幹集会施設だけでも全面改築・改修等に係る市の財政負担が大きい中で、市全体の均衡や大きな財政負担を考慮しますと、全ての集会施設を対象として補助を行うことは、大変困難であると考えています。

1 行財政改革について

- 1) 個人への補助金（助成）については、税の滞納による給付制限については柔軟に対応されたい。

【収納管理課】

市から交付される補助金等の原資は一般財源で、税負担の公平性の観点から災害や生活保護等に関係する場合、あるいは市の一般財源が投入されていない場合など、特別な場合を除いて、市税の滞納がないことを補助金の交付要件としております。

収納対策としての位置づけからこの方針を堅持しつつ、担当課において補助金の内容等を勘案し、柔軟な運用をしていく必要があると考えております。

- 2) 指定管理者制度について

- ① 現在の公の施設について、存続・廃止含め検証されたい。
- ② 事業所評価については、報告書に労働実態調査も加えて検証・評価されたい。
- ③ 一括公募する場合は、競争性を担保されるようにされたい。

【行政改革推進室】

- ① 公の施設における指定管理者制度の運用については、「上田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」や「上田市公の施設に係る指定管理者制度導入の基本的な考え方」に基づき運用しております。

公の施設の必要性やあり方等については、随時、行政評価の手法により検証しております。

- ② 指定管理者による公の施設の管理運営業務については、指定管理者に事業の実施状況や施設の利用状況、業務の収支状況等を記載した事業報告書を提出させるとともに、提出書類等に基づくモニタリング評価を行い、施設運営が適正に行われているかどうか検証しております。

平成 24 年度に引き続き平成 25 年度にも、公の施設の設置目的が達成されるよう、施設所管課所の担当職員に対しモニタリング評価者研修を実施するとともに、労務管理に関する評価項目を加えたモニタリング評価を実施しました。

今後も同評価を継続しつつ、評価手法の充実を図ってまいります。

- ③ 指定管理者の募集については、「上田市公の施設に係る指定管理者制度導入の基本的な考え方」において、「指定管理者の募集は、原則として一施設ごとに行うこと。ただし、一施設ごとに募集を行うことにより施設の効用が妨げられ、又は施設の管理が著しく非効率となる場合、複合施設など施設の性質から一体管理の必要性が認められる場合その他特別の事情がある場合は、合理的な範囲で複数の施設について一の指定管理者を募集することができる。」とする判断基準を設けています。

指定管理者の公募は、競争原理を働かせることが主な目的であることから、今後の募集についても、一括公募の必要性と競争性の担保を総合的に判断し、適切な募集を行ってまいります。

2 産業廃棄物対策について

- 1) 新規の処理施設の申請にあたっては、上田市の行政指導として地元合意を確認するなど慎重に対処されたい。

【生活環境課】

産業廃棄物処理施設の申請は、県が所管しており、産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続その他必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とし、平成 21 年 3 月に新たに「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」が施行されました。これに伴い、従来の行政指導による「地元同意書制度」は廃止され、環境保全協定締結の努力義務や許可申請前の事前計画協議が制度化されました。

事前計画協議は、事業計画者と関係住民が開かれた場において十分なコミュニケーションを行い、その過程を通じて事業計画をより良いものとし、関係住民との合意形成を図るための手続きとして定められています。

市としましては、こうした手続きが進められる中で、自治会等地元の皆さんとも情報を共有しながら、地域の環境を保全していく立場で対応をしております。

- 2) 長野県が施設建設を含めて、責任を持って対処されるよう働きかけていただきたい。

【生活環境課】

産業廃棄物処理に関しましては県が所管する業務でありますので、地域の環境が保全されるよう責任を持った対応を要望しております。

3 部落問題の解決に向けて

- 1) 同和対策事業として続けられてきた運動団体に対する補助金（平成 25 年度予算額 1210 万円）は、その役割を終えており市民合意が得られないものであり廃止されたい。

【人権男女共同参画課】

部落解放の運動団体に対する補助金は、平成 22 年度から順次事業費補助への転換を行い、市議会にもその方針をご説明させていただいております。

同和問題については、未だ完全に解消されたい現状があることから、人権施策の一環として引き続き解決に向けて取り組むこととしております。

そのため、人権啓発の推進や人権侵害の対応はじめ、当事者として同和問題に取り組む運動団体への事業に対して必要な補助金を交付しています。

なお、今後も補助金の執行やあり方につきましては、引続き見直しを行ってまいります。

- 2) 同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計における滞納が（平成 24 年度決算額 8 億 760 万円）と多額となっておりますが、法的措置をとることも視野に入れた抜本策を講じられたい。

【収納管理課】

昨年来に引続き、定期的な臨戸徴収により分納の増額交渉を行うとともに、相続人や保証人も償還について交渉を進めております。

法的措置につきましては、滞納者の経済状況、資産状況、市の債権に優先する抵当権などを勘案した場合、法的措置が取れるような状況にあるものがほとんど無い状況ではありますが、条件が整った場合には、実施してまいります。

- 3) 同和対策事業で建設した農業施設や集会施設の内、長期間使用していないものは廃止されたい。

【人権男女共同参画課】

目的を達成し、役割を終えたと思われる施設については、廃止などを含め、関係者と調整しています。今後も、利用実態を見ながら無償譲渡や他の活用などについて関係者と協議を進めていきます。

【農政課】

同和対策事業で建設した農業近代化施設については、個々の利用状況等を勘案したうえで、廃止してまいりました。

今後も施設の利用状況等をみながら廃止の妥当性等を検討してまいります。

- 4) 中央解放会館の運動団体の独占的使用を見直しされたい。

【人権男女共同参画課】

中央解放会館は上田市の部落解放のための中心的な役割を持って、昭和52年に建設され、53年に開館し、市民のための施設利用と相談事業を主に進めてまいりました。

この相談事業は、相談者が安心して気軽に相談できる環境づくりと関係者との密接な連携を取りながら進めることが重要であることから、当事者であります部落解放同盟上田市協議会が常駐して対応するために館の一部を事務所として利用し現在に至っています。

市から委託している相談事業も一緒に行っておりますので、今後については相談状況を見ながら検討し判断したいと考えています。

4 男女共同参画社会の推進について

- 1) 自治会等の役員に女性を登用するよう割当制（クォーター制）を検討するなど引き続き働きかけていただきたい。

【人権男女共同参画課】

自治会等の役員への女性の登用については、地域活動における方針決定の場への女性の参画促進という点で重要であり、男女共同参画社会づくりの推進施策の一つとして位置づけています。

そのため、市民の皆さんや自治会連合会とも連携しながら女性の登用についての働きかけを引き続き行ってまいります。

- 2) 市職員における管理職の女性登用を積極的にすすめられたい。

【人材開発課】

女性職員の管理職への登用の促進については、「第2次上田市男女共同参画計画」においても、「行政分野における女性の参加促進」に向けた取り組みの一つとして謳われており、従前より取り組んでいるところであります。

職員の管理職への登用に当たりましては、男女に関係なく、職員の職務に対する能力や意欲により登用することが重要だと考えており、とりわけ女性職員に対しては、上田市人材育成基本計画に基づき「女性リーダー研修」を実施するなど、管理職へ向けたキャリア形成への意識改革を図る取り組みを実施しております。

今後も、男女がともに力を合わせ社会を構築するという観点に立ちまして、女性職員の意識改革を進めるとともに、能力と意欲のある女性職員については、引き続いて積極的に登用してまいりたいと考えております。

3) 「第2次上田市男女共同参画計画」(平成24～28年度)の進捗状況を検証し、引き続き推進されたい。

【人権男女共同参画課】

「第2次上田市男女共同参画計画」に関して、毎年その推進状況の点検と評価を行い、男女共同参画推進委員会においても審議していただいております。それらを受け、引き続き、実効性のある施策を推進してまいります。

5 介護保険・高齢者対策について

1) 介護保険の利用については、低所得者に十分配慮して対応されたい。

【高齢者介護課】

誰でも安心して介護保険制度が利用できることは大切なことであります。

低所得者の方に対する負担軽減制度として、国の制度とは別に、市独自事業である居宅介護サービス利用者負担額の助成(利用料助成金事業)などがあります。これらの制度については、事業者とも協力し、利用者への周知を更に図ってまいります。

なお、介護保険の利用については、低所得者への配慮は大切な視点と考えますが、市単独事業については、限られた財源の中、効率的な運用が必要と考えております。

2) 国の責任で国庫負担割合を10%引き上げ60%にするるとともに、介護労働者の処遇改善をするよう国に対して働きかけていただきたい。

【高齢者介護課】

現行制度では、年々増加する保険給付費の財源として保険料収入を確保しなければならず、3年ごとに見直しを行う介護保険料もその都度、改正をお願いしているところであります。また、介護従事者の処遇についても、平成24年度からの介護報酬に介護職員処遇改善加算として組み込まれ、それまでの介護職員処遇改善交付金相当額が確保されましたが、依然として他の産業に比して平均給与が低い、離職率が高いことなどから、その改善が必要であると認識しております。

こうしたことを受け、昨年10月に開催されました北信越市長会総会では、介護保険制度の充実強化を図る観点から、介護職員の人材確保等について議論され、要望事項として全国市長会に提出することとなっておりますので、その経過を見守るとともに、今後も他市町村、県とも連携しながら、市としても必要に応じ提起していきたいと考えております。

3) 買い物弱者への対策では、経産省「買い物弱者対策関連事業」を活用し、地域の実情に合わせた対策を講じていただきたい。

【商工課、高齢者介護課】

事業者にとりまして買い物弱者向けの事業は、新たなビジネスチャンスとして、既存の事業をいかしつつ行われております。市では、地元の要望を受け、事業者と調整を図りながら買い物弱者対策に取り組んでまいりました。その結果、要望のありました常磐城地域、

神川地域等で自治会と事業者が連携して移動購買等が行われております。

今後とも、地元の要望を受け、自治会・事業者と連携する中で、対策をおこなっていくとともに、事業者に国が行っている「買い物弱者対策関連事業」等の情報の提供を行うなどの支援に取り組んでまいります。

4) 高齢者が地域で安心して暮らせるような「上田市高齢者福祉総合計画」を策定されたい。

【高齢者介護課】

平成 26 年度は、平成 27 年度から 3 か年の計画である「第 6 期上田市高齢者福祉総合計画」策定の年にあたります。

現在、国において、介護保険法改正に向け議論がされておりますが、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう、「地域包括ケアシステム」の構築を更に進めるため、具体的な取組を策定していくこととなる見込みです。

なお、計画策定に際しては、高齢者やその介護者を対象とした実態調査、パブリックコメントなどを通じ、市民の声を反映させてまいります。

6 障がい者（児）対策について

1) 障がい者対策は、障がい者団体との協議を十分行い充実をはかられたい。

【福祉課】

平成 23 年の障害者基本法の改正では、全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的な人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることが理念として盛り込まれました。

障害者施策の推進にあたっては、障害のある人を支援の対象としてのみ捉えられるのではなく、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えていくことが必要です。

障害者団体の皆さんとは毎年定期的に懇談会を開催し、障害者施策についての意見交換をするとともに、各団体の総会等にも出向き要望等をお聞きしています。今後も引き続き、障害のある人からの意見をお聞きし、施策に反映していきます。

2) 「第 3 期上田市障害者福祉計画」に基づき、障がい者施設を計画的に整備し、作業所と仕事の確保と障害者優先調達推進法に基づき販路の確保、拡大に力をいれていただきたい。

【福祉課】

障害のある人が個性と能力を最大限に発揮し、生活面での自立や生きがいとして自ら選択した仕事に専念するためには、障害特性に応じた雇用・就労への支援が必要です。障害のある人が働く福祉的就労施設は、一般就労が困難な障害のある人にとって「社会活動の場」「社会参加の場」として重要であり、大きな役割を担っています。

現在、国においては、平成 27 年度から 29 年度までを計画期間とする第 4 期障害福祉計画に向けた基本方針の改正作業を進めています。国の基本方針を受け、平成 26 年度に上田市の第 4 期障害福祉計画を策定する予定です。障害者施設の整備については、県や圏域との整合性を図るとともに、ニーズに応じた整備をしていきます。

平成 25 年 4 月には障害者優先調達推進法が施行され、地方公共団体は、毎年度の障害者就労施設等からの調達方針が義務付けられました。上田市としても、調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の発注量を計画的に増やしていきます。

3) 障がい者の働く場の確保を図るため、事業所に法定雇用率を守る よう指導強化をはかっていただきたい。

【福祉課】

管内企業における障害者の雇用状況は、まだまだ厳しい情勢です。平成 25 年 6 月 1 日現在、障害のある人の就労者数は 513 人と前年度に比べて増えており、雇用率も 1.76%と若干増え、全国平均レベルには達していますが、長野県の平均実雇用率 1.88%に比べて低い状況です。

また、平成 25 年 4 月からは、民間企業の障害者法定雇用率が 1.8%から 2.0%に引き上げられましたが、法定効用率達成企業の割合は、51.7%（77 社）で長野県全体の平均値 53.5%を下回っています。

今後も商工観光部雇用促進室のほか上田公共職業安定所、上小圏域障害者総合支援センターなど関係機関と連携を図り、事業主への周知・啓発により障害者雇用に対する理解を深めます。

4) 障がい者が利用しやすくするための公共施設の改良や、安心して 外出できるように歩道、階段、交差点など改良していただきたい。

【福祉課】

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには公共施設などのバリアフリー化など障害のある人に配慮したまちづくりの推進が必要です。

公共施設の改修・改築に当たっては、関係課に働きかけ、誰もが利用しやすい環境整備の拡大に向け、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

また、生活関連道路などにおける危険箇所や問題点などは、都市建設部を中心として、現地調査を含め、利用者の声を聞きながら順次改善を図ってまいります。

5) 災害時に障がい者を守る対策をたてていただきたい。

【福祉課】

東日本大震災を教訓に住民一人ひとりが自分たちの住むまちは自分たちで守るという意識を持つことが重要です。

平成 25 年 3 月には、国の防災基本計画や県の地域防災計画、さらには東日本大震災や平成 22 年夏の豪雨災害を踏まえ、災害時の被害を最少化する「減災」の考え方を基本とし、避難所運営マニュアルの整備など 5 項目 22 課題について、上田市地域防災計画を見直しました。今後は、より実践的な防災訓練を実施し平常時から災害に対する備えを身に付けることが必要です。

また、災害基本法の改正により、避難行動や避難生活のために支援を必要とする高齢者や障害のある人の名簿の作成が市町村長に義務付けられました。名簿作成に当たっては、自治体内部の個人情報の収集が可能となり、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員などに名簿情報を提供できるようになりました。

併せて、災害時要援護者登録制度（住民支え合いマップ）の取組を進め、自治会、自主防災組織、民生委員と連携し、災害時に備えた支援の対策、体制づくりを進めます。

災害発生時においては、要配慮者受入施設との連携を強化し、障害のある人などへの支援が迅速に対応できる体制整備を図ります。

6) 点字図書館の位置づけを明確にし、施設を充実していただきたい。

【点字図書館】

点字図書館の位置づけにつきましては、点字図書館が現在の場所に新築移転の際、民間資金の導入により長野県身体障害者福祉協会が設置主体となり建築されたものでありますが、事務委託契約書に基づき、長野県身体障害者福祉協会から事務委託され市が運営しています。

点字図書館では、利用者交流会等により利用者の要望等の把握に努め、いただいた意見等を踏まえ業務に取り組み視覚障害者にとって利用しやすい運営に努めてきています。また、設置主体の長野県身体障害者福祉協会とは連携を取りながら運営していますので、この位置付けから利用者に不都合、あるいは不便をかけるようなことはないものと考えます。

現在、長野県身体障害者福祉協会のほか県とも連携をとって運営しており、当面の間は現状のままで進めていくことで合意が得られています。しかしながら、全国的に利用者のいる県レベルの施設であることから、将来において建て替えを行う際は、三者で協議をし、点字図書館のあり方を検討すべきものと考えております。市といたしましては、全国の点字図書館の実態、情報化時代を踏まえた将来像等を研究しながら各種課題を整理し、上田点字図書館がどうあるべきか段階的に検討してまいりたいと考えております。

なお、貸し出しにあたり通常来館して利用する施設ではなく、比較的傷みにくい面もありますが、老朽化に伴う施設の充実については、これまでそのつど対応してきています。25年度では、ガス管引き直し工事、男女トイレの改修工事等を実施しており、今後も、点字図書館の施設状態を的確に把握し、引き続き三者で相互連携体制を図りながら、補助制度等を活用し必要な改修等を行い、利用者の利便性を図ってまいります。

7 保健予防、医療対策について

1) 特定検診など、保健予防活動を一層強化するため、保健師の増員と適正配置されたい。

【健康推進課】

特定健診などの検診に関する業務につきましては、事務職と専門職である保健師が役割に応じ、保健予防事業の推進に取り組んでおります。

今後も、地域自治センターとの連携強化や保健師の適正な配置等により、より効果的な保健予防活動が実施できるよう努めてまいります。

2) 糖尿病などの生活習慣病対策を推進するための、保健師・管理栄養士だけの専門職による「生活習慣病予防対策室」（仮称）を設置されたい。

【健康推進課】

糖尿病などの生活習慣病は、上田市においても年々増加傾向にあり、中長期的な視点に立った予防対策が重要となっております。

保健師、管理栄養士の専門職は現在、健康推進課、丸子、真田、武石地域自治センターの各健康福祉課、塩田、川西の各地域自治センターに配置されており、健康推進課と各地域自治センターと連携を取り、生活習慣病予防対策に取り組んでおります。

生活習慣病対策室の設置について、生活習慣病予防を目指すうえでは有効との考え方もありますが、人材に限りがあるため、効率的・効果的専門職の配置体制について今後も、現体制を基本に更なる効率的な体制を検討し、効果的な予防活動に、より一層努めてまいります。

3) 病気予防や早期発見、治療などに役立つ人間ドッグへの補助金の増額をはかっていただきたい。

【健康推進課、国保年金課】

人間ドッグにつきましては、生活習慣病の予防や疾病の早期発見及び初期段階での治療という観点から有意義な検診であると考え、上田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者、更に被用者保険加入者のうち助成制度がない方等を対象に補助金を交付し、市民の健康の保持増進を図っております。

なお、補助金の増額につきましては難しい状況ですが、平成 25 年度からは人間ドッグ受診者が窓口で支払う自己負担額の軽減のため、事前申請による補助券の交付を開始したところでございます。

また、上田市では同様な目的を持って特定健診やがん検診等の各種検診事業を実施しております。こうした各種検診を多くの方に定期的に受診していただくため重要性の周知を図るとともに、健康講座・健康教室や特定保健指導等の事業を通じて健康意識の向上を進め、市民が健康ではつらつと暮せるよう努めてまいります。

4) 福祉医療制度を、償還払い制度から窓口での負担をなくすよう、強く県に働きかけていただきたい

【福祉課】

福祉医療費給付金制度については、長野県と県内全市町村の共同設置の「福祉医療制度のあり方検討委員会」において、総合的・抜本的な見直しについて検討がされております。

現行の償還払い制度については、委員会において、住民にとって使いやすい制度であることを基本に、社会経済情勢を見据え、将来にわたり持続可能な制度として発展するよう県民、医療機関、保険者、市町村それぞれからの意見交換を行う中で提言され、現在、県下すべての市町村において導入されているものであることを御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、福祉医療制度は、社会全体とともに支えあうという制度であることを十分に踏まえ、上田市としても今後、必要な意見があれば述べてまいりたいと考えております。

8 国民健康保険事業について

1) 国民健康保険税が高すぎて払えない人への相談活動を十分に行い、被保険者証の未交付世帯がないよう引き続き努力されたい。

【国保年金課】

平成 22 年度からの国保税の賦課については、非自発的失業者に対する国保税軽減をパ

ンフレット等により周知し申請勧奨を行い、また、低所得の方については、国保税の応益に対する軽減割合を6、4割軽減から7、5、2割軽減へ変更し、負担の軽減を図って参りました。今後、消費税率の改定に伴い低所得の方への対応として軽減措置（5、2割軽減）の拡充が予定されていますので、当市も適切に対応してまいります。

生活困窮者等の国保税の減額及び免除については、条例及び要領に基づき実施していますが、今後も世帯の所得状況等に応じた対応に努めてまいります。また、納税しやすい環境を整備するため、国保税の納期ごとの分割金額を平準化する条例改正案を平成26年3月議会に上程し、可決されました。

被保険者証の交付については、税率改定時の国保運営協議会の答申の附帯意見等を踏まえ、滞納があるため、有効期限の短い保険証の対象となる一部の方に対して、収納管理課と連携して納付相談により窓口交付を行うため、期間を定めて平日窓口時間延長、休日窓口を実施し対応していますが、最終的に来庁されなかった方に対しても郵送する等、すべての被保険者に交付しています。

また、国保税の負担の公平性を期すため、国民健康保険法に基づき、特別な事情がある場合を除き、納期限から1年を経過しても納付のない一部の方については、折衝の機会を確保することで国保制度への理解を深め、納税につながるよう、被保険者資格証明書の交付を行っています。

- 2) 国民健康保険税をこれ以上引き上げないように、一般会計からの政策的繰り入れを行っていただきたい。

【国保年金課】

国民健康保険税は、補助金や法令等に定めのある繰入金等を除いた保険給付費用について、加入者で負担することになっていますので、急激な税率の引上げを行なう事態にならない限りは、一般会計からの繰入れは難しいと考えます。

今後、国民健康保険に係る制度改正の動向について適確な把握と財政状況を見極めながら、国保財政の健全な運営を行うよう対応していくことが重要であると考えています。

9 生活困窮者対策について

- 1) 生活保護の相談については、親身になって相談にのり、各課の連携を密にして各種の対応ができる施策を講じるようにされたい。

【福祉課】

相談業務につきましては、生活相談や生活保護申請で相談される皆さんは、それぞれに複雑な状況を背景としておいでになっておりますので、状況をつぶさにお聞きする中で課題を整理し、解決方法を見出していただけよう心がけて相談に臨んでいます。

課題の解決には、福祉制度や各種サービスの利用に向けて関係各課及び機関での対応が必要ですので、庁内をはじめ社会福祉協議会や保健福祉事務所、職業安定所、年金事務所等と日頃から連携を図り早期の課題解決に向けて対応できるよう努めています。今後とも連絡体制の充実を図り相談及び支援に努めてまいります。

- 2) 生活保護受給者の自立支援プログラムについては、NPOや民間企業の協力も得てすすめていただきたい。

【福祉課】

生活保護受給者の自立に向けた支援については、それぞれのケースの状況に応じて、就労等による経済的自立のための支援、社会生活の自立に向けた社会生活自立支援、日常生活の自立に向けた日常生活自立支援を行うことが必要です。

上田市では、職員体制としてケースワーカーのほかに就労支援員1名を引き続き配置して体制整備を図りながら、関係機関と連携して丁寧な自立支援策を行っております。生活保護受給者等就労自立促進事業により市とハローワークが協調することで生活保護受給者の就職支援を進めています。

現在、上田市が取り組んでいる自立支援プログラムの中心は、一般就労を目指す生活保護受給者が就職活動をする前の就労準備支援プログラムで、履歴書の書き方や面接に望むための個別支援、ハローワークで実施している就職支援セミナーへの参加を促すなど、再就職に向けた支援を行っております。すぐには一般就労が困難な方にとっては、ボランティア活動への参加等を勧奨することで、社会的に孤立しないよう社会参加及び再就職に対する意欲の向上を目的とした支援も行っております。

また、今後は生活困窮者自立支援法に基づく支援とも連携し、社会福祉法人や民間企業、NPO法人のお力もお借りしながら、ケースバイケースでより丁寧な支援を行ってまいります。

10 商工、観光、まちづくり対策について

- 1) 事業所の実態調査により新しい施策に反映されてきていますが、国の施策を的確に把握し一層充実されたい。

【商工課、雇用促進室】

市では、関係機関との連携による「地域経済雇用連絡会議」を随時開催するとともに、今年度は経済産業省関東経済産業局に職員を研修派遣するなど、国の施策を含む情報の収集と共有に努めております。

今後とも、国の施策について情報収集を図るとともに、企業による国の補助金活用についても積極的に支援してまいります。

- 2) 上田市が企業立地に有利な自然環境の魅力を発信し、市としてできる限りの企業誘致・企業留置対策と雇用維持確保対策を強化されたい。

【商工課、雇用促進室】

企業留置については、市民の暮らしの基盤である雇用の維持確保と雇用を生み出す産業振興策として、重要な課題であります。金融・経済のグローバル化が進展する中において、地域の中小企業は、親会社や取引先の海外シフトに伴う受注減や国内外の厳しい競争に直面しており、そういった中小企業が、新たな分野への進出や新たな販路開拓など行い、長期にわたって安定して操業し、地域に根付くことができるための支援に取り組んでまいります。

企業誘致については、地域に新たな産業と雇用を生み、税収の面でも効果が期待でき、近年では、カヤバ工業株式会社の子会社、K Y B キャダック株式会社を誘致することができました。今後も、当市が自然条件や地理的要件など企業立地に最適な環境であることを発信し、産学官連携活動の先進地としての強みを活かした企業誘致を進めてまいります。

雇用の維持につきましては、ハローワーク上田、長野県労働雇用課等と「地域雇用連絡会議」を定期的を開催し、地域の雇用情勢及び景気動向について各機関が保有する情報の共有化及び連携強化を行なうとともに、上田市を含めた各機関の雇用対策事業を行っております。

雇用の確保につきましては、上田市、東御市等で構成された上田職業安定協会を組織し、新卒者の方や、一般の方のための就職面接会の開催や企業ガイドブック上田を作成し、県内外大学等への地域就職関連情報の提供等を通じて、地域事業所の雇用確保に努めております。

また、雇用促進室で事業所訪問を実施し、事業所に対し国・県・市等の雇用維持・確保のための各種制度及び情報を提供するとともに、ヒアリングを行い雇用・経済情勢の把握を行っております。さらに、今年度は新規事業として、「起業支援型地域雇用創造事業」を実施し、地域に根ざした事業の起業等を支援するとともに、継続的な雇用の受け皿の創出に取り組んでおります。

今後も引き続き地域の雇用維持・確保のため、労働・雇用行政に一層取り組んでまいります。

3) 制度融資とともに、借り入れの返済困難な事業所に対し親身になって相談にのっていただきたい。

【商工課】

融資相談や融資の実行手続きにつきましては、金融機関や信用保証協会との連携のもと、親身に相談を受けるとともに、適切かつスピーディーな対応に努めております。

また、制度の充実等につきましては、事業所訪問による意見要望や経営実態調査の結果を踏まえ、経営支援資金の利子補給や限度額の拡大、既存債務の借換え要件の緩和などを実施してきました。

今後も引き続き、充実した相談体制の構築に取り組むとともに、融資制度の充実と迅速かつタイムリーな企業の資金繰り支援の実施に努めてまいります。

なお、借入金の返済猶予等の対応につきましては、金融機関の取扱いとなっておりますが、市といたしましても、地域経済連絡会議等のあらゆる機会を通じて、引き続き、柔軟な対応を金融機関に要請してまいります。

4) 早期に有効求人倍率1倍を超えることをめざし、特に若者の就業支援、労働相談など体制の強化をはかり充実されたい。

【雇用促進室】

ハローワーク上田管内の12月の月間有効求人倍率は、0.86倍となっており、地域の雇用情勢はリーマンショック以降の回復基調にはあるものの、全国や県内の平均値と比較した場合、その足取りは緩やかであり、依然として厳しい状況が続いております。

若者の就職支援については、中学生・高校生からの就業意識を高めるためにキャリア教育やインターンシップの推進を図るとともに、Uターンを促進するため、大学生等に対して企業ガイドブックの提供や新卒就職面接会の開催により、地域企業の情報提供や企業とのマッチングの機会を提供するなど、若者就職支援に取り組んでおります。

今年度は、新規事業として「起業支援型地域雇用創造事業」を実施し雇用の創出を図るとともに、本委託事業の中で若者Uターン就職促進事業を実施したり、上田地域産業展に

併せ、高校生、大学生と地域経営者との懇談会開催を通じてUターンのきっかけづくりとなる取組を行うなど、更なる支援の充実に取り組んでまいりました。

また、市では、専門の相談員が若者の就職・労働相談を実施しており、今後も地域における若年者支援拠点機関として国が認定した「若者サポートステーション・シナノ」や県が若年者就労支援機関として設置した「ジョブカフェ信州」と密接な連携を図り、若者の就職・労働相談に、きめ細やかな対応をしてまいります。

今後、更なる事業の充実及び関係機関との連携体制強化に努め、より一層の支援対策を実施してまいります。

- 5) 社会問題化している「ブラック企業」の実態を調査するとともに若者への就業規則等の教育をすすめていただきたい。

【雇用促進室】

法外な長時間、過密労働、低賃金雇用、パワーハラスメントなどの人権侵害行為の横行などを特徴とする、いわゆるブラック企業は、若者を大量に採用し過度な労働を強要したうえで、離職に追い込むケースが多く見られ、社会問題となっております。

長野労働局では、厚生労働省における全国一斉の取り組みとして、昨年9月にブラック企業の疑いのある事業場を調査し、113事業場中、101事業場（全体の89.4%）に何らかの労働基準関係法令違反があったという結果を公表していますが、これ以上の地域別の数値など、詳細部分は公表されておられません。

ブラック企業であるかどうかを見極める方法は、離職率や常態化した過重労働とされていますが、企業内部のことであり、法令違反の立ち入り検査の権限を持たない市においてその実態を調査することは困難であります。

市では、専門の相談員が労働・雇用相談を行っており、この中で勤務時間や賃金等労働条件に関する相談があった場合について、ケースにより労働基準法等違反企業に対する監督・指導機関である労働基準監督署につないでおります。

なお、ブラック企業をなくすためには、働く若者自身が自らの身を守るためにも労働基準法や就業規則などについての知識を深めることが必要と考えますので、市で実施するセミナー、出前講座及び就労・労働相談の中で取組を行ってまいります。

- 6) 大規模商業施設と地元商店街との共存共栄、中心市街地との回遊策を上田市が責任をもって講じていただきたい。

【商工課】

大規模商業施設は、市の吸引力係数を引き上げ、市以外からの消費者を市内へ集客する役割を果たしております。また、商店街でもこれまでも、大型商業施設と街なか回遊のため、双方共通で使える電子マネー端末の配置等を行い、また市でも回遊のきっかけづくりとして真田十勇士のモニュメント設置等取り組んでおります。

このような中で、まず各商店及び商店街の気付きと努力による商店の魅力づくり、回遊のための仕掛けづくりが大切でありますので、今後も、それぞれの主体的取組を促してまいります。

7) 伝統工芸や地場産業の振興と併せて体験型観光施策を講じていただきたい。

【商工課、観光課】

産業面では、上田市には地域を代表する伝統工芸品として上田紬や農民美術があります。

上田市では、生産者が新たな取引先や販路拡大のために行う見本市や展示会等の出展に際して補助を実施しております。

また、それぞれの生産者や販売者が共同して団体（上田紬織物協同組合、長野県農民美術連合会）を組織し、伝統工芸品としてのブランドの浸透や技術の研鑽・伝承に取り組んでおりますが、こうした団体が行う事業に対しても補助金による支援を行っております。

市としては、生産者や団体への支援を通じて伝統工芸品の振興を図ってまいります。

8) 新幹線延伸も視野に入れ、市内観光地の知名度や魅力がアップするよう引き続き支援されたい。

① 真田氏関連の史跡は観光地として必要な整備を地元と連携してすすめられたい。

【観光課、真田産業観光課】

歴史ブームや戦国武将ブームの中で、真田氏の知名度を活かしたPRなどにより、上田市を訪れる観光客は増加しております。

こうした好機を捉えて、上田市が滞在型観光地に発展するために周辺市町村や真田氏ゆかりの地との広域的な連携を強め、周遊型観光圏の形成を図っていきます。

また、真田氏関連の史跡である上田城跡公園や真田氏御屋敷公園などの施設整備の実施のため、庁内関係課及び、地元・関係団体等との連携を強め、市内それぞれの観光スポットが持つ魅力を発揮できるように、引き続き推進してまいります。

さらに、北陸新幹線の金沢延伸をチャンスと捉え、上田駅からの着地型観光モデルコースを作成し、PRしてまいります。

② 菅平高原は大自然の魅力を生かした観光地とスポーツ合宿のメッカとして、より発展するよう支援されたい。

【真田産業観光課】

菅平高原は、日本百名山の四阿山と花の百名山の根子岳の麓に広がる雄大な地に、冬はスキー、夏はラグビー、サッカー、陸上競技、登山、トレッキング等、観光地及びスポーツ合宿のメッカとして発展してきました。

菅平高原での準高地トレーニングの適地性や首都圏からのアクセス、また、冷涼な気候を活かした高原野菜の一大産地であることなど高いポテンシャルを活かして、今後さらにスポーツ合宿地として、2018年～2020年のオリンピック等の事前合宿誘致支援を推進し、地域振興に努めてまいります。

③ 塩田平に残る数多くの史跡そして田園風景と別所線その終着駅の別所温泉、この魅力満載を生かした観光戦略をさらにすすめていただきたい。

【観光課】

塩田平は信州の鎌倉として重要な観光スポットであり、数多くの史跡、美しい景観、特色ある農産物など、長い歴史の中で培ってきた貴重な観光資源が豊富に存在しており、別所温泉をはじめ多くの観光客が訪れている地域です。

このような観光資源を有効に活用するため、塩田平の各地域における相互連携を図り、より魅力的な観光地として、多くの観光課の集客を見込めるための施策の検討が必要であると考えております。

そのため、例えば、史跡、寺社、美術館などの観光資源と温泉宿泊との連携や、温泉宿泊の食材を地元産の農産物を利用するといった異業種間での連携など、それぞれが持つ資源や技術等を持ち寄ることにより、観光客に対する魅力的な商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などが期待できるとともに、地域の活性化にも繋がるものと思われま

す。今後も庁内関係課及び、地元などの関係団体との連携を強め、それぞれの観光スポットが更に魅力が高まるよう、引き続き推進してまいります。

- ④ 丸子温泉郷は鹿教湯温泉に代表される「健康づくりの里」としての魅力をはかり、さらに全国発信していただきたい。

【丸子産業観光課】

鹿教湯温泉・大塩温泉・霊泉寺温泉からなる丸子温泉郷は国民保養温泉地の指定も受けており、各温泉場では若者が主体となって様々な事業も行っています。

特に鹿教湯温泉では温泉と健康をテーマにしたイベントも開催しており、更に「健康づくりの里」としての付加価値をつけた温泉地を目指し地元の皆さんと協働で情報発信や事業展開を進めてまいります。

- ⑤ 武石地域の雲溪荘は、都市と農村との交流を広げる観光の展開に必要な施設として充実していただきたい。

【武石産業観光課】

雲溪荘は、昭和 52 年に地域住民の保養施設としてオープンし、武石地域で唯一温泉宿泊施設として福祉・観光の両面で多くの皆様に親しまれてきました。しかし、社会環境の変化や利用者ニーズの変化により利用者数と売上は、減少の一途をたどっているのが現状です。こうした状況の中で、今後の雲溪荘のあり方について、武石地域協議会や地元の皆さんのご意見をいただき、総合的に判断し、方向性を定めていくことが必要と考え、現在検討しています。

都市と農村の交流の推進は、「人・もの・情報」の行き来を活発にし、都市と農村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるために重要な取組です。今後の雲溪荘のあり方について議論を深めるうえで、雲溪荘を都市と農村の交流の場として有効活用することは、武石地域の都市・農村交流と広域的な観光の展開に欠かせない一つの要素であると捉え、今後の検討を進めてまいりたいと考えています。

- 9) 「上田市中心市街地活性化基本計画」にもとづいて、上田駅前や「まちなか」の賑わいを取り戻すために、地元商店街やまちづくり団体などと協力もしてすすめていただきたい。

【商工課】

「上田市中心市街地活性化基本計画」は、登載事業の実施により中心市街地の活性化を図るものであります。

当該計画は平成 26 年度までの計画であります。昨年度実施したフォローアップ（自己評価）によると、これまでの事業実施の結果、目標指標である「歩行者通行量」の改善には至っていない状況ですが、「居住人口」については、すでに当初の目標を達成し、さ

らなる増加が見込まれる状況です。

今後も、必要により中心市街地活性化協議会の意見をお聞きしながら、適宜計画変更を行いブラッシュアップを図るとともに、確実な事業実施に向け調整を行うとともに、商店街が主体的に取り組む国等の補助金申請の支援、市の商店街出店支援補助金による空店舗の再生活用、さらに中心市街地で活動するまちづくり団体との連携等により賑わい創出に努めてまいります。

10) 史跡上田城跡管理計画、上田城跡整備基本計画・史跡信濃国分 寺跡保存整備計画を着実にすすめていただきたい。

【文化振興課】

上田城跡の整備については、「史跡上田城跡整備基本計画」に基づいて、史実に忠実な整備を目指して取り組んできたところです。

平成 23 年度に、上田城跡を適切に保存し次世代に継承していくために保存管理や整備活用の方針等を明確化した「史跡上田城跡保存管理計画書・史跡上田城跡整備基本計画〈平成 23 年度改訂版〉」を策定いたしました。今後は、これらの計画に基づき、「史跡上田城跡整備実施計画検討委員会」における調査・審議の結果を受けて整備を進めてまいります。なお、平成 25 年度には、上田城跡訪問者への利便性に配慮し、お堀周りの舗装をいたしました。

また、信濃国分寺跡については、平成 16 年度策定の「史跡信濃国分寺跡保存整備計画」に基づいて、現在、主に発掘調査と史跡公園用地の取得を進めています。

両史跡とも国の史跡に指定されていますので、文化庁や長野県教育委員会と協議を行い、計画的に整備を進めてまいります。

11 農林業の振興について

1) 上田市として、あらたな農業・農村のあり方についての「基本理念」や「推進政策」を示す「食料・農業・農村基本条例」（仮称）制定を検討していただきたい。

【農政課】

多くの課題を抱えている農業の現状におきましては、今後、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるとともに、食料を安定的に供給するための食料自給率の向上や、多面的機能が将来にわたって発揮される環境整備が必要であり、そのため各種の支援策が適切かつ有効に実施されることが望ましいと考えます。

現在、農業の持続的発展の施策などについて定めた「食料・農業・農村基本法」が制定されているので上田市としての独自条例制定につきましては、今後その必要性について検討する必要があると考えます。

2) 農業は、上田市の基幹産業の一つと位置づけ、上田市の食料自給率向上の工程表を明らかにするとともに、安全で安心な農作物の生産、そして農業経営を安定させる施策を講じていただきたい。

【農政課】

国の「食料・農業・農村基本計画」では、平成 32 年度までに食料自給率を 50%にする目標を掲げ、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面

的機能を維持することを目的に、経営所得安定対策が実施されておりましたが、「農林水産業・地域の活力創造プラン」による新たな農業・農村政策として、平成26年度においては、新たな経営所得安定対策が行われることとなっています。

上田市の食料自給率は、農産物の生産量から試算すると、約35%程度となることから、食料自給率の向上には積極的な対応が重要と考えます。そのため、平成24年度において、地域の集落との話し合いによって作成された「人・農地プラン」の実行と見直しを行う中で、安全・安心な農作物を確保する等のための農業環境の保全や、農地集積の方向を検討し、土地利用型農業の推進と、集落営農組織を通じた集団的な作付けによる良質な麦・大豆の生産を推奨し、地域に適した活動により、これら作物の作付けの拡大を図ってきています。従いまして、「人・農地プラン」の実行と見直しをすることで、食料自給率の向上に係る活動を明らかにしてまいります。

また、経営所得安定対策の活用による作物の作付け拡大や、県、JAなどとの連携を図り、第一次上田市総合計画後期基本計画に基づく農業経営を安定させるための施策の着実な推進に努め、農業振興を図ってまいります。

- 3) 農業委員会の体制を強化し、必要な予算の確保、「建議書」を十分市の政策に反映していただきたい。

【農業委員会事務局・農政課】

農業委員会は、農業者の代表を中心に組織された機関であり農地法に基づく許認可等を公正に審査しています。また、地域に根ざした活動により、農業者への支援や地域農業の積極的な推進に取り組み、日常活動を通じた中で地域の課題を明確化し、農業・農村が持続的に発展していくため、農業者の意向の把握や直面している課題を取りまとめ建議しています。

この建議は、「区域内の農業及び農民に関する事項について」行われるもので、農業者の公的代表機関である同委員会が行うことから、その内容について真摯に受け止め、十分検討し回答するとともに、施策へ反映するよう努めています。

- 4) 新規就農者への支援とともに、退職者も地域農業の担い手であり、その育成など必要な施策を講じていただきたい。

【農政課】

農業従事者の高齢化等により生産者が減少している状況の中で、農業後継者や担い手の育成は急務となっています。

そのため、他産業を退職された方が農業に参画いただくことは、農業生産の拡大や、農村環境の維持保全、遊休荒廃農地の解消を図る手段としても期待されるところでございます。国においては、一定要件を満たし新たに就農する者や就農に向けて研修する者に対して、直接支援する青年就農給付金制度を実施しています。

市といたしましても、他産業の退職者も新たな担い手として位置づけ、農業に関心のある方に対して、初心者には県の就農支援策を活用するとともに、市やJA、農業委員会等で構成する上田市農業支援センターにおいて、農業経営に関する基礎的知識や農業機械の操作方法を習得していただけるような就農支援の講座の開催も実施しています。

また、一定の経験をされた方にはJAや農業振興に取り組んでいる地域の営農活性化組

合等と連携を図りながら、営農指導や営農相談等を通じて農業に参画しやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

- 5) 地産地消の推進と農家の支援につながる農産物の直売・加工施設の整備拡充をはかられたい。

【農政課】

農産物直売・加工施設は、地元で生産された新鮮な農産物や地元農産物を使用した加工品の販売を通して、地元農産物の消費拡大や生産者の農家所得の増加、生産意欲の向上に寄与しています。

このような直売・加工施設の整備拡充については、施設の設置主体等の意向を聞きながら検討してまいりたいと考えます。

- 6) 遊休荒廃農地対策は、成功している解消対策を紹介するなどとして、解消に努めていただきたい。

【農政課】

平成 24 年度の遊休荒廃農地は 670.7ha ありそのうち再生可能な農地は 345.9ha です。

農地は食料の安定供給に必要な不可欠な資源であり農業生産拡大、水源涵養などの多面的機能の維持のためにも遊休荒廃農地の計画的な解消が必要であります。

市では、遊休荒廃農地活性化対策事業補助制度や国の補助制度を活用し、年間 10ha の遊休荒廃農地の再生を目標に再生事業の推進を行っています。

その結果、各地域で取組んだ優良事例が多数あり、県や県農業会議等が主催する「遊休農地再生・活用事例功績者」として活動が表彰されています。市といたしましては、引き続き上田市農業支援センター、農業委員会、営農組織、JA 等関係機関と連携し、優良な取組事例についてホームページ等で紹介するなど、遊休農地の解消を図ってまいります。

- 7) 小規模農家対策として特定作物奨励事業（そば・大豆・小麦など）を創設されたい。

【農政課】

国の示した新たな農業・農村政策では、経営所得安定対策の見直しが行われますが、特定作物奨励金事業の対象としている「そば・大豆・小麦」については、平成 26 年度においては、経営所得安定対策の加入者である販売農家には、畑作物の直接支払交付金として、品質に応じた単価に基づき交付金が支払われます。また、従来の水田活用の直接支払い交付金における「産地資金」の制度は大幅な変更がないことから、市といたしましては、先ずは、これら制度を有効に活用し、地域特性を活かした作物振興を進めてまいります。

- 8) 有害鳥獣対策について

- ① 捕獲隊の組織化を検討していただきたい。
- ② 捕獲報償金の増額を検討していただきたい。
- ③ 防護柵などの設置補助金の引き上げを検討されたい。
- ④ 捕獲した野生鳥獣の有効活用と処理施設を検討されたい。

【森林整備課】

- ① 長野県では、平成 24 年度に有害鳥獣による被害のさらなる減少や捕獲者の負担の軽減などを目的とした「集落捕獲隊支援事業」を創設しております。この事業では、農業

者と狩猟者が連携した「集落捕獲隊」を組織し、わな免許取得者は、わなの設置・撤去等の作業や捕獲獣の処理など、また、免許を持たない集落内の農業者等は捕獲補助者となり、わなの設置・撤去、捕獲獣の処理、見回りなどの補助作業を行い、地域で一体となった捕獲を推進するもので、県内では34地区で集落捕獲隊が結成されており、当市においても1地区で結成され、わな免許の取得や保険への加入など活動に向けた準備を行っております。

市においても県と連携しながら「集落捕獲隊」結成に向けた取組みを進めてまいります。

- ② 上田市における有害鳥獣の捕獲に対する報償金は、市の依頼に基づき猟友会が行う捕獲に対し、ニホンジカ及びイノシシが1頭当たり1万円、ツキノワグマについては緊急時の捕獲において危険性を考慮して最大1頭当たり4万1千円、ハクビシン等の中型獣が1頭当たり3千円を、猟友会を通じて支払っております

さらに、平成25年度から、野生鳥獣の捕獲活動及び侵入防止柵の機能向上を通じ野生鳥獣による農林水産業の被害の軽減に資するため、平成27年までを事業期間とする「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金」が新たに創設され、市が通常の捕獲目標等を強化して策定する「緊急捕獲等計画」に基づき行われる有害鳥獣の捕獲に対し、イノシシ、ニホンジカが1頭当たり5千円、ハクビシンが千円、カワウ、アオサギが1羽あたり2百円が上乘せされて支払われております。

報償金の増額につきましては、「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金」を有効に活用するとともに、今後も引続き有害鳥獣駆除にご協力いただけるよう、従事者の負担軽減を図る施策を検討する中で、国・県の動向を注視し、県内他市町村の状況も勘案しながら総合的に検討してまいります。

- ③ 有害鳥獣被害防止施設設置補助金は、東信農業共済組合の補助金の対象とならない農地を対象に、耕作者が設置する電気柵や防護ネット等の資材について7万円を限度に10分の3以内を補助する制度です。平成24年度における補助事業の利用実績は、全市域で79件、延長は約12kmが設置されております。この制度を利用した防止柵の設置等は被害防止の有効な手段となっていることから、補助金額の限度額の引き上げについては、実施状況や効果を見るなかでその必要性を検討してまいります。

- ④ 有害鳥獣駆除により捕獲された鳥獣を地域資源と捉え、有効に活用し地域振興につなげる取組は、有害鳥獣の捕獲の推進や地域振興を図る上で大変有効と考えております。上田地域では平成25年1月にジビエを新たな地域資源とするビジネスモデルを確立し、新たな農村産業を創出することを目的に「上田ジビエ振興協議会」が設立され、ジビエの振興に取り組み始めております。また、上小地方事務所林務課では、捕獲関係者、調理関係者、飲食・販売関係者、宿泊関係者、消費者の団体や行政を含め、捕獲者から消費者までを一同に会した「上小地域のジビエ振興に係る勉強会」を開催し、ジビエ振興に向けた取組みを進めているところです。市としましても、「上田ジビエ振興協議会」の先進地視察に同行するなど、ジビエ活用に向けた研究・調査に取組んでおり、今後も、研修会や勉強会を通じ調査研究を進めてまいります。

- 9) 住宅の新築やリフォーム、木材製品の購入など、木材の利用にポイントを発行し、地域の農林水産品などに交換できる「木材利用ポイント」制度が導入された。この制度を業者や利用者へ周知をはかり活用するようにされたい。

【森林整備課】

「木材利用ポイント」制度は、木造住宅の建築、内装・外装の木質化工事など、木材利用ポイントの付与対象に対してポイントを発行し、地域の農林水産品などの商品と交換する制度です。この制度では、地域産材の利用等に対してポイントを付与することから、国産材の供給や利用量の増加が図られると共に地域材の需要の喚起による木材関連産業の活性化が図られると考えております。また、対象となる工事期間等も平成26年9月30日まで延長されたことから、今後、機会を捉え関係者や県と連携しながら周知を図るとともに市のホームページ等において周知を図ってまいります。

- 10) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づいて、公共建築物への木材利用を促進されたい。

【森林整備課、建築課】

国は木材の需要拡大と、林業の活性化を図るため、平成22年に「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」を施行しましたが、市でもこの法律の趣旨を踏まえ、平成24年4月に「上田市の公共建築物及び公共土木事業等の木材の利用の促進に関する方針」を策定し、市が建設する公共施設の木造化・木質化に努めております。

現在建設が進む「上田市交流文化芸術センター」や「第二中学校」をはじめ、平成25年度に建設予定の「神科第一保育園」においても、使用可能な部分についての木質化に努めており、更なる木材は地域産材として、上田市の市有林から切り出した木材を使用する計画になっております。

今後も市が計画する公共施設においては、可能な限り木材の利用に努め、林業の活性化と資源の有効活用に努めてまいります。

- 11) 育林、地元産材の利活用を積極的にすすめるために、県の補助事業に上乗せして市独自の支援を講じられたい。

【森林整備課】

地域産材の利用促進を図るには、木材生産から流通、加工、販売に至る木材関連産業の中で、とりわけ木材生産者事業者の活力を増進させ、木材の搬出を高める必要があると考えています。

このため、現在、市では木材生産に係る搬出間伐や下刈・除伐などの造林事業に関して県の補助金に市独自の支援として更に1割の助成を講じることにより地域産材の搬出を促進しています。

今後も、地域産材の利用促進を図るため、必要な施策を進めてまいります。

- 12) 松食い虫被害木の利活用と薪ストーブへの補助を創設されたい。

【森林整備課】

松くい虫の被害木の有効活用を図るため、市では市有林内の被害木や景観上特に支障のある集積材についてチップ化し、市内の公共施設や要望のある自治会等に配布しており、平成24年度は丸子図書館他9箇所にて680㎡余を配布しました。

伐倒くん蒸処理した被害木の利用用途は現時点では、チップ化して散布・敷設する程度に限られ、本来の資源有効活用には繋がらないため、今後は森林組合等の林業事業者に呼びかけ、民有林においても、被害木を含むアカマツの搬出間伐を積極的に推進していきたいと考えております。

また、現在市では県の補助事業を活用し、ペレットストーブの導入に対し1台当たり10万円の補助を行っております。薪ストーブは、一般的な燃料として、カシ・クヌギなどの広葉樹が主なものですが、カラマツなどの針葉樹も燃料となる様々な製品のストーブが販売されており、普及により間伐材や林地残材の活用など木材の有効活用が図れ、CO2の排出を抑制するなど、ペレットストーブと同様の効果が見込めると考えております。しかし、現在、県の補助対象外となっていることから、今後、ペレット・薪ストーブの普及促進を図るため、県へ補助対象の拡充を要望しながら、市の補助について研究してまいります。

13) 森林業再生のうえで、森林組合の果たしている役割を再認識するとともに林業者の育成をはかっていただきたい。

【森林整備課】

森林組合は森林所有者の協同組織であり、地域の森林整備の中心的な役割を担っていることから、造林、松くい虫防除、木質バイオマスを含めた木材利用など森林・林業の振興を図る上でその果たす役割は重要であると認識しています。

また、森林所有者の不在村化・高齢化等の進行により自ら施業や管理・経営を実施できる森林所有者が減少する中、森林組合は、地域の森林管理の主体として、路網の整備や必要な人材育成などについて果たす役割は今後ますます大きくなるものと考えています。このため、現在、森林組合の体質強化に向けて、造林事業や高性能機械の導入等に対する助成を行うなど各種支援策を講じるとともに、森林・林業振興施策について森林組合とも連携しながら取り組んでいます。

今後も森林組合と連携し、森林・林業の振興施策を推進してまいります。

12 道路、公共交通対策について

1) 公共交通機関として上田電鉄(株)「別所線」の役割は重要です。利用者の増加対策、安全対策を講ずると共に、国に対して必要な措置を求めていただきたい。

【地域交通政策課】

市では、別所線の存続を支援するため、平成16年に別所線の安全対策を中心とした公的支援を決定するとともに、別所線の運行に関する協定を締結し、国及び県と協調を図りながら、安全対策のための設備投資を中心とした支援を実施してまいりました。平成25年3月には、新たに平成25年度から平成27年度までの3年間の運行協定を上田電鉄(株)と締結し、安全で継続的な運行維持を念頭に、支援を継続していくこととしたところであります。

直接的な支援を行う一方で、別所線電車存続期成同盟会や別所線再生支援協議会の参画団体の皆様が中心となり、「乗って残そう」をキーワードとした様々な利用促進策が実施されております。今後も、関係団体の皆様とともに、輸送人員の増加に向けて積極的に取り組んでまいります。

経営状況の厳しい地方鉄道の存続には、国及び県との協調が不可欠であり、引き続き国、県に対して地方鉄道の財政支援強化について要望してまいります。

- 2) 平成 25 年 10 月からスタートした「上田市運賃低減バス実証運行」（バス停やルートを含む）は、発想を転換した画期的な社会実験です。については、改善を加えながら目標の利用者増（1.5 倍）を達成するために様々な努力をされたい。

【地域交通政策課】

将来にわたり持続可能な地域公共交通の確保・維持のため、10 月 1 日に市内 17 路線において運賃低減バスの実証運行を開始し、今後 3 年間で 1.5 倍の輸送人員の増加を目標に利用促進を図っているところであります。

実証運行のスタートにあたっては、新たな路線として東塩田線及び御屋敷公園線を新設し、地域の交通空白区域の解消に努めるとともに、西丸子線、豊殿線等における通勤・通学ダイヤに配慮したダイヤの増便や鹿教湯線、傍陽線等におけるバス停の増設等を行い、利便性の向上を図ったところであります。

市といたしましては、まずは多くの皆様に乗っていただくことが、今後改善を検討するうえでも大切なことと考えており、定期的な乗降調査やアンケート調査を通じて利用状況を検証するとともに、引き続き機会を捉えて地域の皆様のご意見もお聞きしながら、利用者のニーズの把握に努めるなど、事業者とも連携しながら、安心して暮らせるまちづくりに不可欠な公共交通ネットワークの維持確保に向け取り組んでまいります。

- 3) 交通弱者対策として、公共交通の空白地域をなくす対策を講じていただきたい。

【地域交通政策課】

高齢化の進展とともに、自ら車を運転できない移動制約者の増加が見込まれ、公共交通の必要性が高まっております。

市といたしましては、平成 20 年に策定した上田市公共交通活性化プランに基づき、交通空白地域の解消と少子高齢化社会に対応した効率的、効果的な交通システムの構築を目指して取り組んできており、これまでも上田市街地循環バスやオレンジバスにおける運行ルートの見直し、丸子地域循環バスにおける運行ルートの見直し、真田地域の本原地区の一部交通空白区域における傍陽線の迂回運行、武石デマンド交通におけるフリーエリアの拡大などを行い、交通空白区域の解消に努めてまいりました。

10 月 1 日からスタートした運賃低減バスの実証運行にあたっては、新たな路線として東塩田線と御屋敷公園線を新設し、地域における交通空白区域の解消に努めているところであります。

引き続き機会を捉えて地域の皆様のご意見もお聞きしながら、利用者のニーズの把握に努めるとともに、持続可能な地域公共交通の確保・維持に向けて取り組んでまいります。

- 4) 上田・篠ノ井新国道や上田バイパス第二期工区、都市計画街路の建設を急ぎ、市内の交通渋滞の解消に努めていただきたい。

【地域交通政策課】

国道 18 号上田篠ノ井バイパスにつきましては、上田市上塩尻から長野市篠ノ井塩崎までの延長約 27.3kmのうち、上田坂城バイパスなど暫定 2 車線区間を含め約 11.1kmが既に供用しております。

この区間内の坂城更埴バイパスでは、坂城町南条から坂城町上五明と千曲市稲荷山から長野市篠ノ井塩崎までを合わせた 2 区間合計約 6.4kmが事業中となっており、残された約 10.0kmが未整備区間となっております。

本路線は、交通渋滞の解消や交通安全確保はもとより、観光、産業、福祉、地域の経済活動や交流の活性化への波及効果が期待される他、災害などの有事の際には、避難車両、緊急車両、支援物資輸送などの役割を果たす極めて重要な社会基盤でありまして、早期の効果発現を図る必要があると考えております。

これまでも当市では、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会の一員として国土交通省に対して要望を続けてきたところでありますが、今後も国道 18 号上田篠ノ井バイパス全線の早期供用について要望活動を実施してまいります。

また、国道 18 号上田バイパスにつきましても、唯一の未供用区間でありまして第二期工区先線（上田市立第一中学校から東御市本海野までの延長 4.1 km）が平成 21 年 4 月に事業化されています。

現在は、地元関係者の皆様方のご協力をいただきながら、上田市内分の設計協議がほぼまとまり、用地買収については国分地籍側より着手し、現在、蒼久保・芳田地区において用地買収を進めており、事業の進捗が図られています。

市としましては、昨年 12 月に「国道 18 号上田バイパス第二期工区建設促進期成同盟会」として国土交通省や国会議員への要望活動を行っております。

今後も引き続き、上田バイパス第二期工区の一日も早い全線開通のため、十分な予算確保が図られるよう事業主体であります国土交通省に対して強く要望してまいります。

【都市計画課】

都市計画道路につきましても、41 路線、全延長約 119 キロメートルを都市計画に定め、平成 25 年 3 月末現在の整備率は 32.7%となっております。

現在、街路事業として 2 路線を長野県の施行により実施しており、また、道路事業におきましても県施行 2 路線、市施行で 1 路線を実施しております。市としましては早期完成に向け、国・県等へ予算確保等の要望活動等を行い、事業促進を図っているところです。

今後は、上田市域の交通体系を検証しながら都市計画道路の見直しを行い、必要性の高い路線から順次整備を進め、市内の交通渋滞の解消に努めてまいります。

5) 交通安全対策として市民の協力を得て幹線道路以外も除雪・融雪対策をはかっていただきたい。

【土木課】

除雪や融雪剤散布につきましても、交通量の多い幹線道路や山間部の路線を中心に実施し、冬期の交通安全確保に努めております。しかしながら、降雪時に御要望いただきます、市道については、その全てを除雪等することは不可能な状況にあります。

そのため、生活道路や歩道の除雪、凍結剤散布につきましても、地域の皆様による作業等が必要不可欠であり、市といたしましては、広報やホームページ等により市民へのご協力をお願いしております。

なお、除雪または融雪剤散布路線につきましても、今後も見直ししながら、より効果的計画としてまいりたいと考えています。

6) 交通事故防止対策について

① 歩行者の目線で危険箇所を調査し歩道の設置など安全対策を講じていただきたい。

【土木課】

国・県道を含めた幹線道路の歩道設置等の安全対策につきましては、交通量や歩行者及び地区の状況を調査し、必要な箇所から安全対策を進めております。

今後も引き続き関係機関と協議しながら歩道の連続性を踏まえ必要に応じた計画を策定して、歩行者の安全確保に向け事業を行ってまいります。

また、市道の通学路におきましては、通行車の速度を抑制し歩行者の安全を図るため、道路路肩を緑色などで着色する作業（コロペタ）も地元関係者と協働して実施しており、今後も、より多くの路線に安全施設として設置するため、上田市の発注工事として実施してまいります。

② 信号機の増設や歩行時間の延長や反射材の支給など、障がい者、高齢者など交通弱者対策を進めていただきたい。

【生活環境課】

信号機の設置につきましては、長野県公安委員会による設置の意思決定を必要とし、公安委員会には上田警察署から上申されます。

公安委員会では、県下各署から上申されてくる設置要望のそれぞれについて検討を行い、優先順位の高い場所から設置しているとのこととあります。

市としましても地元の皆様の御要望に基づき、随時現地確認を行った上で、信号機の設置や歩行時間の延長要望を警察署に伝えてまいります。

また、夜光反射材につきましては、市としましても、高齢歩行者の夜間事故防止対策に極めて有効であると認識しており、市で委嘱している交通指導員が中心となり、スーパーや温泉施設等高齢者が多く集まる施設での配布活動や、交通安全協会との連携による高齢者宅への訪問を行っているほか、機会を捉えて、夜光反射材の着用を呼びかける活動を行っております。

あわせて、市では高齢者を対象に、交通安全意識の向上を目的とした交通安全教室や講話といった活動を、年間を通じて開催しております。

今後も関係機関と連携をしながら、交通弱者対策を進めてまいります。

③ 平成 24 年度の国による「小学校通学路の緊急合同点検」の結果について、関係方面と協力して計画的に改良されたい。

【土木課】

平成 24 年度に実施しました緊急合同点検は、その結果の対策箇所について小学校・教育委員会・警察署・道路管理者でそれぞれ順次進めております。新たな要望についても、引き続き関係機関で連絡を密にして安全が確保出来るよう取り組んでまいります。

7) 市道丸子小牧線の丸子側出入口の交差点改良を推進されたい。

【土木課・丸子建設課】

市道丸子小牧線は、平成 23 年 4 月に落石による車両事故がありましたが、この危険箇所を迂回するトンネル整備を平成 27 年度の開通を目標として進めております。

市道丸子小牧線は、県道上田塩川線との交差点を起点としておりますが、この交差点は、

交通量の多い市道丸子小牧線が一時停止となっております。このため、円滑な交通を阻害し、また事故等も多発していることから、地元からの改良要望も強い個所であります。

上田建設事務所では現状の交通状況に即して、東郷橋⇄小牧橋方向を主交通とした交差点改良を計画し、地元の合意を得て今年度には用地取得と一部工事着工を予定しています。なお、この交差点改良では周辺の歩道整備も併せて実施する予定です。

市としましても、上田建設事務所とともに本交差点改良が早期に完成できるよう努めてまいります。

8) 平井寺トンネルと三才山トンネル早期無料化を県にもっと強く働きかけていただきたい。それにともなう交通量増加から住民の安心・安全対策として鈴子バイパス建設を促進していただきたい。

【管理課】

長野県道路公社が管理運営する平井寺・三才山トンネル有料道路は、東信地域と中信地域を結ぶ幹線道路として、物流はもとより観光面や地域振興からも重要な道路であります。

市はこれまでも、完全無料化の早期実現、利用者の負担軽減の実施について再三にわたり県に対し要望してまいりました。

県知事からは、『問題意識は同じであるが、公社による道路建設費用は、通行料金による回収が基本であり、早期無料化は県民全体の負担につながるため、直ちに無料化することは困難である。利用実態調査を受けて、生活道路としての利用が多い地元市町村と知恵を出し合いながら負担軽減策を検討したい』との回答がありました。

こうしたことから、現段階において早期無料化はかなり厳しいものと認識していますが、引き続き関係市町村と連携し、県及び県議会に対し、あらゆる機会を捉えて早期無料化を要望していきます。

特に平井寺トンネルにつきましては、年間約120万台が利用し、市民の利便性の確保と市域の一体感の醸成を図る上で大変重要な路線であることから、平成21年5月より市独自の施策として「平井寺トンネル有料道路市民割引回数券」を販売し、市民の皆様の負担軽減を図ってきたところでございます。

今回、県から提案のありました割引制度は、午前6時から9時と、午後5時から8時までの、朝夕の通勤・通学時間帯に、県と市町村が連携し、既存する有料道路2割引回数券を活用し、県が2割、市町村が1割を連携して負担することになり、合計5割引の時間帯割引を実施するものです。

有料道路の負担軽減策は、本来、県の全額負担により行われるべきものとの基本認識に立ちながらも、県の提案は、利用者にとりましては有益な施策と考えられます。

生活道路として通勤、通学、通院などに利用されている市民の皆様の負担軽減を最優先に考えますと、上田市が先行的に実施してまいりました平井寺トンネルについて、県の制度を上乗せする形で平成26年4月1日より実施することといたしました。

【土木課】

主要地方道別所丸子線「鈴子バイパス」は、石神地区から二ツ木峠まで約3.4km間が計画されており、上田建設事務所では、平成11年頃に主要地方道上田丸子線から二ツ木峠まで、測量・調査した経過がありますが、事業化には至りませんでした。

しかしながら、従来から、関係者と共に、長野県へ事業化の要望を行ってきており、平成25年度には、上田建設事務所で、このバイパスに関する道路予備設計業務を発注しており、上田市としましては、事業化に向けた検討が始まったものと受け止めております。

今後も、引き続き事業化を要望していきたいと考えています。

なお、現在、柳沢地区で「柳沢バイパス」約1.1kmが事業中であり、上田市としても上田建設事務所に協力し、この事業の早期完成を進めたいと考えています。

9) 国道144号・国道254号の拡幅、改良やバイパス建設を促進していただきたい。

【土木課・丸子建設課】

国道144号は、群馬県西部方面と連絡する産業・観光路線であるとともに、上田・真田間を結ぶ主要幹線道路であり、通勤通学や物流・観光の重要路線であります。

以前から、住吉北交差点から真田地域下原までの2,290mを上野バイパスとして実施しており、住吉北交差点から上野交差点までの590mを第1期工区として、平成20年度に完成いたしました。

現在、上野交差点から伊勢山交差点まで1,000m間を第2期工区として事業中であり、用地買収を重点に進めております。

また、国道254号は上田地域と松本方面を結び、更に北関東方面と中京・関西方面を連絡する物流の重要路線であります。このため、大型車交通が非常に多い本路線は、集落内を通過し、幅員狭小・急カーブなど危険箇所もあるため、早急な対策が必要であります。

現在までカーブ改良工事を促進するとともに、地元住民組織が中心となり、沿線集落の騒音、振動、事故等の交通課題に対応するバイパス整備を要望してまいりまして、荻窪・和子・平井茂沢の3地区で集落を迂回するバイパスが事業化されました。

荻窪地区につきましては詳細設計が完了し用地調査を進めており、和子地区、平井茂沢地区につきましても地元推進委員会が設置されて、今年度は路線測量、詳細設計が進められている状況であります。

また、県道荻窪丸子線、下和子地区のバイパス整備は、3箇所のバイパス整備の進捗を見ながら進めることとしておりますが、昨年は集落内の騒音・振動に配慮して低騒音舗装の補修を行いました。

三才山・平井寺トンネルの無料化で交通量の増加も懸念されることから、地元組織や関係期成同盟会とともに国・県に強く要望し、一日も早く整備が進むよう努めてまいります。

13 公共工事について

1) 建設業は、公共インフラの整備、修繕に必要な存在と同時に、災害時の対応など含め不可欠な産業です。衰退する地域の建設業育成のため、入札制度を改善していただきたい。

【契約検査課】

平成23年12月に入札制度の改正を行い、予定価格130万円を超える建設工事の発注につきましては、原則、一般競争入札により行うとともに、地域要件を撤廃し、市内業者であれば市内のどの地域の工事でも入札することが可能となり、受注意欲のある業者の受注機会の拡大を図ったところです。

また、今年度に入ってから、最低制限価格制度の改正等入札制度の改正を行った結果、

12 月末現在の平均落札率が昨年度末に比べ 6.7 ポイント上昇しております。
今後も公平、公正な入札制度であることはもちろん、建設業者の皆さんの育成にも十分配慮した入札制度となるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

2) 小規模工事・修繕登録制度の趣旨を生かし小規模事業者への直接 事業発注を充実されたい。

【契約検査課】

平成 13 年から開始した本制度につきましては、全庁的に定着してきておりますが、今後も施設管理の部局を中心に、より一層活用するよう周知してまいりたいと考えております。

また、市内の未登録の事業者に対しましても、本制度の周知を市ホームページ、広報等を通じ随時行ってまいりたいと考えております。

併せて、登録事業者につきましては、近くの学校、公民館などの公共施設を対象に営業活動をするなどの取り組みが受注確保に繋がることもあることから、事業者には制度の仕組みを十分理解していただき、積極的な事業活動をお願いしてまいりたいと考えております。

14 住宅対策について

1) 良質で低家賃の市営住宅を提供するため建て替えを計画的に実施されたい。

【住宅課】

上田市住生活基本計画（上田市住宅マスタープラン）及び上田市市営住宅等ストック総合活用計画を踏まえ、社会経済情勢や財政状況等を勘案しながら、市営住宅における建替えや維持保全、用途廃止など、適正な整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

2) 市営住宅の営繕費を大幅に増やしていただきたい。

【住宅課】

市営住宅の営繕費につきましては、住宅の老朽化が進む中、毎年見込まれる経費を確保しております。

今後も引き続き、市営住宅の適切な維持保全及び改善等に必要な経費の確保に努めてまいります。

15 上下水道事業について

1) 経営努力によって料金を据え置いておりますが、引きつづき負担増にならないよう努力されたい。

【経営管理課】

水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料（以下「水道料金等」という。）は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う水道料金等への転嫁による改定を除き、平成 28 年度まで据え置くことに決定しています。引き続き①事業の選択と集中、②事業構造改革、③民間委託化検討、④経営の見える化、といった経営方針に取り組むことで、公共性と経済性を両立させた経営の確立・持続を実現し、健全な事業運営に努めてまいります。

- 2) 4市町村合併により水源が確保されました。安くて美味しい水を供給するため、早急に県営水道から市営水道へと移行されたい。

【経営管理課】

引き続き県企業局及び関係市町との協議を進めてまいります。

- 3) 水源地域の保全のため森林取得を規制し、地下水保護のルール化を検討していただきたい。

【上水道課】

現在、国において水資源保全に関する基本法について法制化の動きがあり、県では平成25年3月25日に水資源を保全する必要があると指定した地域（水資源保全地域）における土地の取引等の事前届出制を中心とした「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」が施行されました。また、森林税を利用した水源林公有化への支援を行っています。

市としましては国、県の動向を踏まえ地下水保護のルール化や水資源保全地域指定について関係課と協議・研究してまいります。

16 子育て支援について

- 1) 子ども・子育て支援新制度の内容について、保護者に不安のないようにわかりやすく知らせる努力をしていただきたい。

【保育課】

子ども・子育て支援新制度に関しましては、今後、国の「子ども・子育て会議」における検討が急速に進み、それに伴って同制度の詳細部分が決定してくるものと思われまます。同会議の検討内容を注視し、県と連携しながら、保護者、事業関係者及び市民への周知や説明を適切に実施してまいります。

2) 保育所の充実について

- ① 保育所の統廃合については、保護者をはじめ地元や関係者の意見を十分聞き、慎重に対応されたい。
- ② 保育士の配置基準を引き上げるよう県、国に強く要望し「2歳児4：1」「3歳児10：1」「4～5歳児20：1」の配置が出来るようにされたい。
- ③ 特に、3歳児に対して、独自に加配ができるようにされたい。
- ④ 育児休業中の上の子の保育については、平成22年度より3才以上児は措置になりましたが、さらに未満児にも拡大していただきたい。
- ⑤ 無認可保育所への補助は、国・県の補助事業を活用し充実されたい。

【保育課】

- ① 保育園等の統廃合の実施に当たっては、地元関係者や保護者等の御理解及び御協力が前提となりますので、具体的な事業を計画する際には関係する皆さんと十分に協議してまいります。
- ② 現在、保育士の配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき配置を行っていますが、1歳児については、上田市独自に国基準に上乗せした配置を行っております。配置基準の引き上げにつきましては、これまでも県の関係会議などにおいて要望しておりますが、今後も県内他市町村や長野県保育園連盟、上田市保育連盟等

と連携し、国及び県に対して要望してまいります。

- ③ 子どもの健やかな育ちを保障し、きめ細やかな保育を実施するために、適正な配置基準を検討していくことは重要と考えております。3歳児に対する上田市独自の保育士の加配につきましては、今後の各園の入所児童数を勘案しながら、保育園等の統廃合と併せて検討を進めてまいります。
- ④ 育児休業中の在園児の継続入所については、平成22年度から、保護者の育児休業取得前から入所している3歳以上児について継続入所を認めることとしました。
3歳未満児の継続入所については、3歳以上児の継続入所に係る実績等を検証するとともに、県内他市の状況等を踏まえて、今後検討してまいります。
- ⑤ 認可外保育施設に対しましては、入所している児童の処遇向上を図るため、県の補助金を活用しながら補助事業を実施しています。今後の支援拡大につきましては、子ども・子育て支援新制度における当該施設の位置付けを鑑みながら、検討してまいります。

3) 発達障害者支援法では、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象となりました。その対策について

- ① 集団生活で「気になる子」の実態を把握、指導できるよう月一回程度継続して巡回指導を、どの保育園でも実施できるようにされたい。

【保育課】

保育園における「気になる子」の巡回指導については、保育課に配置している発達支援担当保育士が各園を随時巡回して指導するとともに、25年度からは言語聴覚士を採用し、障がい児巡回指導事業を全園で実施しております。県の巡回指導事業も活用し、巡回指導の充実に努めてまいります。

- ② 軽度発達障害の早期発見、対応が出来るよう市の検診として「5歳児健診」を行っていただきたい。

【健康推進課】

市で行っている健診のうち、特に1歳6か月健診、2歳児歯科健診、3歳児健診では、問診表に精神発達に関する質問を取り入れ、健診時には発達心理相談員による育児相談を実施し、障害の早期発見とともに児の状態に応じた療育や就園に向けての支援を行っています。発達障害のお子さんの中には、運動発達が緩やかであったり、言葉が遅いなどの特徴もあることから、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士による専門相談も行っております。特に発達支援が必要な親子を対象に、「発達支援教室」を開催し、保健師、保育士、作業療法士、発達心理相談員等の継続的なかわりにより、就園に向けた支援を行っています。また現在は必要に応じ、保育士、発達心理相談員による保育園発達相談事業を行っています。

厚生労働省の「発達障害に関する研究成果」によりますと、保育所における発達障害児に対する適切な対応が鍵であるとされていますが、一方で「5歳児健診」につきましては、スクリーニングの方法や介入方法が明らかでないとの指摘もあることから既存の乳幼児健診の充実、支援の拡大に伴い、3歳児以降において、有効かつ効果的な支援体制について検討してまいりたいと考えております。

4) 保育所の職員配置は正規の採用を増やしていただきたい。

【保育課】

上田市定員適正化計画において、定員数の削減目標を掲げておりますことから、正規職員の増員は難しい状況にあります。

現在の正規保育士数を維持しながら、公立保育園等の統廃合を進める中で必要な保育士数を確保し、子育て支援の充実や保育の質の向上が図られるよう、引き続き努力してまいります。

5) 第2子以降の保育料の軽減は同時入所でも実施していただきたい。

【保育課】

同時入所以外の第2子以降の保育料の軽減につきましては、後年への財政負担の影響などの課題も大きいことから、慎重な対応が必要と考えます。

今後、子ども・子育て支援の新制度における「子ども・子育て支援事業計画」を策定する過程において、併せて検討してまいります。

6) 学童保育所の充実について

① 学童保育所施設については、安全対策を考慮しながら市の施策として、学校の敷地内につくり同時に施設の改良もしていただきたい。

② 指導員の労働条件を改善していただきたい。

【学校教育課】

① 今後学童保育所の施設整備を実施する場合は、学校の敷地に余裕があり学童保育所施設の整備が可能な場合は、学校の敷地内に整備することを考慮して対応していきたいと考えています。また、施設の改良については、老朽化または狭隘化が進んでいる施設もあることから、日常的に修繕を行いつつ計画的に整備してまいりたいと考えています。

② 指導員賃金につきましては、指定管理制度の導入に合わせて充実を図り、その後も人事院勧告の動静に準じて見直しをしてまいりました、またパート・アルバイトの賃金につきましては、市の非常勤職員賃金単価表に基づいております。今後も人事院勧告または市の非常勤職員賃金単価表改定の動静を注視し、見直された場合には、その都度単価の改定を検討してまいりたいと考えております。

7) 妊婦検診の無料化を継続実施していただきたい。

【健康推進課】

妊婦一般健康診査につきましては、平成 25 年度以降、地方交付税措置による恒常的な仕組みへ移行いたしました。今後も地域において安心、安全な出産できる環境づくりに努めてまいります。

8) ヒブワクチン、小児肺炎球菌の予防接種を継続実施していただきたい。

【健康推進課】

平成 25 年 4 月 1 日から予防接種法の改正に伴いまして、ヒブワクチン及び小児肺炎球菌ワクチンの予防接種事業につきましては、「定期予防接種化」されました。

従いまして、今後も継続して、予防接種を実施してまいります。

17 教育行政について

1) 浦里小学校の統廃合については、学校と地元の要望を十分尊重されたい。

【教育総務課】

浦里小学校と川西小学校の統廃合については、今後、学校運営協議会や地域の皆様の御意見を聴きながら、じっくり協議してまいりたいと考えています。

2) 火災後の校舎等の再整備については、統廃合問題とは切り離してすすめていただきたい。

【教育総務課】

統廃合に関する検討と校舎焼失等の火災に対する対応は、別の課題としてとらえています。

3) 憲法と子ども権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校運営に努力されたい。

【学校教育課】

いじめや体罰は重大な人権侵害であることから、人権学習によっていじめや体罰を未然防止するとともに、一人ひとりの子どもの日頃の生活、言動や表情の変化に気を配り、子どもたちや保護者の訴えに耳を傾けることで、いじめや体罰の早期発見・早期対応に努めてまいります。いじめや体罰を発見した場合は、校長のリーダーシップのもと全教職員が協力し、学校全体の問題として取り組んでまいります。

また、いじめや体罰をなくすため、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしてまいります。

4) 東日本大震災の教訓を生かした学校づくりについて

- ① 小中学校施設の耐震化を促進されたい。
- ② 実施計画にある小・中学校施設に防災機能を整備されたい。
- ③ 既存の小中学校についても、防災機能を整備されたい。
- ④ 下校基準の見直し、避難訓練の工夫、災害に関する郷土史の学習など防災教育を見直していただきたい。
- ⑤ 教職員の危機管理体制を強化されたい。

【教育総務課、学校教育課】

① 平成27年度までに耐震化が完了することを目標に、計画を前倒しして改築等を進めています。

また、屋内運動場の天井材や照明器具といった非構造部材についても、改築予定の屋内運動場を除き、改修を進めています。

- ② 実施計画に位置付けられた学校施設については、改築に合わせて、関係部局と協議のうえ必要な防災機能を整備してまいります。
- ③ 学校施設における必要な防災機能について、関係部局と協議し、必要に応じ改修時に合わせて整備を進めてまいります。
- ④ 災害時等の下校基準については、各学校の通学区域や設置場所などが異なるため、それぞれの状況に応じた学校ごとの判断が重要になると考えられます。

市内の小中学校では、火災や地震、不審者を想定した防犯訓練等を実施しており、訓練の事前と事後には、被災した際の初期対応・避難方法などを指導するとともに、実際の行動を通しての学習を行っております。

今後も、防災教育の見直しを図り、さまざまな災害を想定した避難訓練を行ってまいります。

- ⑤ 市内の小中学校では、学校ごとの「学校防災計画」や「学校危機管理マニュアルなど」に従い、災害時等の対策を図っております。

今後も、学校ごとに役割分担の見直しや円滑な連携機能の充実など、危機管理体制の強化に努めてまいります。

- 5) 子どもの最善の利益の立場から多様な選択への公的支援、親の会やフリースクールへの支援をすすめられたい。

【学校教育課】

児童生徒が不登校になる要因やきっかけは様々であり、悩みを抱える子どもたち個々に応じた適切な対応が大切です。

上田市におきましても、教育相談所を中心に、家庭、学校、中間教室、心の教室相談員、関係機関等との連携を密にとりながら、個々のケースに応じたきめ細かな対応を行っております。

また、市で実施している支援とは別に、親の会や民間団体、フリースクールがあり、子どもたちの居場所や相談相手となっていることは認識しております。

今後もそれぞれの立場での活動を尊重しながら、市教委としては関係団体、会等と連携し、学校を中心とした公的な機関として果たすべき役割の充実を図ってまいります。

- 6) 教職員が児童・生徒に向き合う時間を確保するため、「多忙さ」の実態調査と軽減対策を実施されたい。

【学校教育課】

教育委員会では、平成21年度、学校に対し教師の多忙化について調査を行い、各種会議や研修・研究授業の見直し、各学校で話し合われたことなどの調査結果を参考に、学校、校長会、教育委員会として、教師の多忙化解消にできることから取り組んでいただくよう校長会でも説明しております。

教職員の「多忙さ」を解消し、子どもたちと向き合う時間を確保することの必要性については認識をしているところでありますので、教育委員会としても、市教委主催の校長会や研修会の見直しなど、引き続き課題解消に向けて取り組むとともに、関係機関との連携や働きかけを行ってまいります。

- 7) 特別支援教育支援員の充実をはかっていただきたい。

【学校教育課】

市内の小中学校でも発達障害のある児童生徒が年々増えている状況や身体に障がいのある児童生徒の生活補助など、学校の対応において特別支援教育支援員が大きな役割を果たしております。

特別支援教育支援員の配置については、各校の支援を必要とする児童生徒の実態を考慮し、適正な時間配分となるよう予算の範囲内で最大限努力をしてまいります。

8) すべての外国籍児童生徒が必要な教育を受けられるような条件整備していただきたい。

【学校教育課】

東小と南小の集中日本語教室「虹のかけはし」において、外国籍児童生徒に基礎的な日本語や日本の生活習慣を指導するとともに、外国籍児童生徒数の多い小学校4校、中学校2校に設置している日本語指導教室において、日本語や学習の支援を行っています。

また、バイリンガルの日本語指導員を学校に派遣して学習や生活面での支援を行うとともに、学校教育課の外国籍児童生徒支援専門員が学校訪問をし、保護者との通訳や家庭への連絡文書の翻訳などの支援を行っています。

9) 就学援助制度の周知徹底と学用品の再利用など保護者負担の軽減に一層つとめていただきたい。

【学校教育課】

就学援助制度の周知につきましては、毎年度4月に学校を通じてすべての保護者にチラシを配布するとともに「広報うえだ」や上田市のホームページに掲載して周知を図っております。

各学校では子どもたちの服装や様子の変化、学校徴収金の納付状況などに注視し、困っていると思われる家庭においては相談を受け、学校長と民生児童委員の意見を聴きながら、必要があると認められる場合には、中途であっても支援を行っており、今後も引き続き、経済的な理由により子どもたちが就学困難とならないよう対応してまいりたいと考えております。

また、保護者負担の軽減を図るため、「学用品は市販のものや兄弟のものも利用できることの保護者への周知」、「学用品の購入や修学旅行の業者選定は複数業者から見積もりをとり市場価格と比較しての厳選」、「共同利用の検討・実施」、「制服や学用品等のリサイクルへの取組」についても各校に依頼し、取り組んでいただいております。

今後も、取組みを推進し、保護者負担の軽減に努めてまいります。

10) 学校図書館の図書標準の充足率 100%未満は早期に解消していただきたい。また、依田窪南部中学校にエコールが導入できるようにされたい。

【学校教育課】

学校用図書については、学校裁量により実情に応じて計画的に整備を進めております。小中学校図書館整備基金の運用等により充実を図るとともに、図書館情報ネットワーク（エコール）を活用して児童生徒のニーズへの対応に努めているところであり、今後も引き続き図書の整備充実に向けて努めてまいります。

依田窪南部中学校のエコール導入については、上田市長和町中学校組合及び長和町、上田地域広域連合と引続き協議を進めてまいります。

11) 県調査による平成24年度の学校納入金は、一人あたり小学校で80758円（前年度80765円）、中学校で126733円（前年度126732円）となっています。父母負担軽減に努めていただきたい。

【学校教育課】

学校徴収金については、その徴収目的や金額の根拠等を明確にするよう各学校にお願いしております。

また、保護者負担の軽減を図るため、「学用品は市販のものや兄弟のものも利用できることの保護者への周知」、「学用品の購入や修学旅行の業者選定は複数業者から見積もりをとり市場価格と比較しての厳選」、「共同利用の検討・実施」、「制服や学用品等のリサイクルへの取組」についても各校に依頼し、取り組んでいただいております。

今後も、この取組みを推進し、保護者負担の軽減に努めてまいります。

- 12) 「学校給食のあり方について」の答申書（平成 23 年 6 月 7 日）を具体化されたい。
とりわけ、自校給食の継続を図ると共に、施設の充実をはかっていただきたい。

【教育総務課】

食育の推進と安全安心でおいしい給食の提供について、取り組めるところから順次取り組んでいます。自校給食の継続等の運営方法については、一律の対応が難しいことから、児童生徒数の推移や学校施設の改築時期等を見据えながら検討してまいります。

- 13) 学校給食の食材のチェック項目に「放射線量」を追加し、安全・安心を徹底するとともに、地産地消を積極的に推進されたい。

【学校教育課】

学校給食を担う給食センター及び自校給食校では、食材規格表を作成し、食材の安全確認をしておりますが、放射性物質の影響に関しては、農林水産省及び厚生労働省の情報や長野県の検査結果を確認しながら、納入業者と連絡をとりあい産地を確認して食材を購入しております。また、県が実施しているゲルマニウム半導体検出器による検査を活用し、安全・安心な給食の提供に努めております。

地産地消については、地場産物の活用として、現在、米は 100%地元産を利用しています。野菜についても引き続き地元農産物を利用するように努めてまいります。

- 14) 市費による教職員の配置により、小中連携を一層すすめていただきたい。

【学校教育課】

平成 25 年度は、中学校 5 校に市費による小中連携教員 5 名を配置し、専門性の高い教員が小学校に出向いて、小学校の先生と一緒に授業を行うことで学力向上を図るだけでなく、中学校の先生の授業を受けたり、中学校の様子を聞いたりすることにより、中学校進学に向けた不安を軽減したいと考えています。

今後も、その成果を検証するとともに、様々な形での取組を研究し、小中連携を進めてまいります。

- 15) 市内の貴重な文化財を保護し文化の伝承、活用に努めていただきたい。

【文化振興課】

市内には、21 件の重要文化財をはじめ、貴重な文化財が数多く残されています。これらの文化財を後世に継承していくために、引き続き保護と周知に努めてまいります。

また、歴史的、学術的に価値があるものについては指定するなど、必要な措置を講じてまいります。無形文化財の伝承や後継者育成についても引き続き支援を行ってまいります。

16) 「公文書等の管理に関する法律」の趣旨を生かして上田市でも公文書の作成、管理、保存、公表できる体制を整備されたい。あわせて、その役割を担う公文書館を整備していただきたい。

【行政管理課、文化振興課】

公文書の管理に関する法律の趣旨を踏まえ、庁内に歴史的公文書等管理検討委員会を設置し、歴史的価値を有する文書の適正な保存と活用について調査研究を進めております。市町村誌編さんのために収集した史資料や旧役場時代に作成された文書については、郷土史の研究や学習等のために活用できるよう整理を進め、可能なものから市民の利用に供しておりますが、引き続き、利便性の向上を図るよう目録や整理の統一化を進めてまいります。

また、公文書館の整備につきましては、保有する文書の全容を把握する必要があるため、現在、文書の整理作業を進めておりますが、併せて施設規模や古文書を保有する博物館との連携、管理体制などを整理し、施設の検討を進めてまいります。

17) 学校給食費の集金、未納問題は、現在の私会計から公会計にすることも含めて関係者と協議し、学校現場の負担軽減につながるようにされたい。

【学校教育課】

学校給食費は学校管理下の私会計による運営を原則としていますが、平成 22 年度に学校と教育委員会とで組織する「上田市給食費未納対策委員会」により「学校給食費未納対策マニュアル」を作成し、各学校に配付しました。

また、保護者の同意を得る中で、児童手当から直接、学校給食費を徴収させていただく取組も行っております。

18) 県内において「子ども基本条例」(仮称)の制定をめざす動きがあります。上田市においても制定を検討していただきたい。

【生涯学習課】

根本的理念となる子どもの権利条約の趣旨と目的を認識し、子どもの人権を守る施策を充実してまいります。

子どもの権利条例については、制定した地方公共団体の取組みと成果を調査するとともに、今後研究してまいります。

19) 老朽化した公民館施設の整備改善を計画的にすすめていただきたい。

【生涯学習課】

合併後、塩田、川西、城南の各公民館を建て替えてまいりましたが、今後も計画的に公民館の整備を進めてまいります。

20) 社会体育館施設の修繕や整備については計画的にすすめていただきたい。

【スポーツ推進課】

社会体育施設の修繕や整備につきましては、各施設の状況に応じて計画的に修繕及び改修を進めてまいります。

また、将来的な施設整備に向けて、施設整備構想(仮称)の策定を進めます。

21) 武石地域の奨学金制度を早急に検討し、実施していただきたい。

【教育総務課】

政府が決定している高校生対象の奨学給付金の詳細な実施方法を踏まえたうえで、上田市全域での奨学金制度はどうあるべきか、その必要性も含めて検討していく予定です。

18 平和行政について

1) 非核平和都市宣言にもとづいて、上田市独自で市民が参加できる平和記念行事を開催するとともに、広島・長崎などの平和式典への参加を市民（小・中学生含む）に広めていただきたい。

【人権男女共同参画課】

平和記念行事については、上田市としてどのようなことができるのかを検討してまいります。

2) 上田市名誉市民（第一号）である半田孝淳氏は、第 256 世天台座主（2007 年）、全日本仏教会会長（2012 年）に就任されている。

半田孝淳氏は、「比叡山宗教サミット」を通して、宗教の垣根を越えて世界の恒久平和実現のために尽力されている方です。

したがって、半田孝淳氏の直筆による「世界の恒久平和」に関する宣言塔などの設置は意義深いものと思慮されるので検討されたい。

【人権男女共同参画課】

現在までに上田市が行いました宣言については、他のものも含めまして宣言塔の設置は行う予定はありません。

3) 原爆パネル展示を積極的に推進していただきたい。

【人権男女共同参画課】

平和市長会議において、24 年度に、5 千都市の加盟を記念して「原爆ポスター」が作成されました。このパネル展示については、今年度市役所本庁舎 1 階にて展示を行いました。今後も平和学習などの活用を増やしていきます。

4) 平和学習をおこなうための各種催しについて、市は支援する対策を講じていただきたい。

【人権男女共同参画課】

民間団体等の平和学習を行うための各種催しについての必要な支援は行ってまいります。

5) 上田市にある戦争遺跡を保存、収集し、学習の場として積極的に活用していただきたい。

【生涯学習課】

戦争遺跡につきましては、これまでも市民の皆さんに情報提供を呼びかけ、その情報をもとに、調査や説明板等の整備を進めるとともに、学校教育や社会教育においても教材として活用してまいりました。

特に今年度は、生涯学習シンポジウム～上田市の戦争遺跡が語る未来へのメッセージ～を 12 月 8 日に開催し、現段階で明らかになっている「戦争遺跡」についてまとめた記録映像の上映やパネルディスカッション等を行い、記録映像の DVD については、平和学習

の参考資料として役立てていただくため、市内の全小中学校に配布いたしました。

今後も市民の皆さんに情報提供を呼びかけるとともに、市内の戦争遺跡の調査を進め、説明板等を設置するなど、保護と活用を図ってまいります。

- 6) 非核宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的とする日本非核宣言自治体協議会（現在、全国の 282 自治体 「H23.12」 現在）により組織）への加盟を検討されたい。

【人権男女共同参画課】

加盟については、活動内容、費用負担及び加盟市町村の状況を見た中で、現在のところ平和市長会議の情報などにより進めています。

- 7) 市民の平和学習に役立てるため、「上田市平和資料館」（仮称）をつくっていただきたい。

【人権男女共同参画課】

「上田市平和資料館」（仮称）の設置につきましては、現在教育委員会で行っている市内に残されている戦争遺跡の検証・保存整備の状況や戦争資料の収集状況や、市民の戦争資料に関わる活動の高まりなどの状況などを見ながら、今後考えてまいりたいと思います。

- 8) 上田市も加入している平和首長会議における行動計画を上田市で具体的にすすめていただきたい。

【人権男女共同参画課】

上田市では、市民憲章や平和宣言、平和首長会議の行動計画に基づき、啓発活動や平和活動団体が行う事業への支援などを、教育委員会とも連携して行っています。平和首長会議と連携した事業としては、昨年上田市で実施した長野県連合婦人会主催の「世界をひとつに 平和のつどい」において、原爆ポスターの展示を初めての取り組みとして行ない、今年も7月30日から8月15日まで、市役所1階エレベーターホールにおいて、原爆ポスターの展示を行いました。

以上